

社会を変えた最高裁判所

——ウォーレン第一四代長官の時代——

甲斐素直

〔はじめに〕

ヴィンソン長官が一九五三年九月八日に急死したのを受けて、アイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) 第三四代大統領により、第一四代長官に任命されたのが、ウォーレン (Earl Warren) である。一九五三年一〇月二日に就任した。この時点では、上院は閉会中であつたため、彼の就任が上院によつて承認されたのは、翌一九五四年四月一日であつた。

ウォーレンは、一八九一年三月一九日にカリリフォルニア州ロサンゼルスでノルウェー移民の父親とスウェーデン移民の母親の間の子として生まれた。カリフォルニア大学バークレー校 (University of California, Berkeley) を経て、そのロースクールを卒業し、一九一四年に法曹資格を得た。⁽¹⁾

第一次大戦に従軍後、カリリフォルニア州議会司法委員会書記官となり、一九一九年からオークランド (Oakland) 市の検事補を務め、ついで一九二〇年、ア

ラミダ郡^②の地方検事補となり、一九二五年、同郡検事が他の公職に就くため任期途中で辞職した後を受けて、その職に任命された。そして、有能な検事として人気を集め、四年任期のこの職に三度まで選出されたため、一九三九年まで在職することになる。

一九三九年にカリフォルニア州司法長官の選挙に、共和党から出馬して当選した。しかし、その業務を当時のカリフォルニア州知事が妨害することから、一九四二年一月にはカリフォルニア州知事選挙に出馬して、当選した。一九四六年の再選時には、共和党、民主党および革新党の予備選挙に勝利するという珍しい結果となり、投票総数の実に九〇%以上の票を集めるという圧勝であった。一九五〇年にも知事に当選した。カリフォルニア州知事で二期続けて知事になつた人物は、彼が最初であつた。なお、一九九〇年にカリフォルニア州憲法が改正され、今後は二期までとされたので、今後は出ることはない^③。

彼が、自ら、その生涯の汚点としているのは、第二次世界大戦中、司法長官及び知事として、日系アメリカ人に対する強制収容を積極的に支持し、推進したことである。

あつた。^④

カリフォルニア州知事在職中の一九四八年に、ウォーレンはデューエイ（Thomas E. Dewey）の副大統領候補として合衆国大統領選挙に出馬した。しかし、彼らは民主党のトルーマンに敗北した。

一九五二年に、ウォーレンは、今度は自ら共和党の大統領候補の一人として予備選に出馬した。地元カリフォルニア州の予備選では勝利したが、党大会でアイゼンハワーに敗れた。

翌一九五三年に、ヴィンソンの急死を受けてウォーレンは、前述の通り、アイゼンハワー大統領によつて最高裁判所長官に指名された。アイゼンハワーは、ウォーレンが前述の通り、日系人の強制収用などの人種差別的な政策を推し進めたので「穩健」、即ち保守的な判決を下すであろうという読みから、ウォーレンを最高裁長官に指名したという^⑤。しかし、実はウォーレンは、戦後、日系人に対する差別政策は誤っていたと考えるようになり、深く後悔していた。その結果、ウォーレン・コートの判例の流れは、アイゼンハワーの期待したものとは全く違うものとなつた。

ウォーレンは、辣腕の政治家の技量を發揮し、まれに見る強いリーダーシップで最高裁判所を率いた。ウォーレン・コートは、歴代のどの最高裁判所長官の下での法廷よりもベラルな傾向を持ち、人権擁護のための画期的判決を相次いで下すこととなつた。この結果、彼は「社会を変えた最高裁判所長官（Chief Justice for Social Change）」と呼ばれるまでになるのである。⁽⁶⁾ ウォーレンは、最高裁判所長官以外にも、様々な社会活動を行つている。⁽⁷⁾

ウォーレン・コートによる、社会を変えた判決は、多方面にわたる。そこで、以下では、分野別にそれを紹介していきたい。

一 人種隔離政策への違憲判決

1 スウェット対ペインター事件

このSweatt v. Painter, 339 U.S. 629 (1950) 事件で問題となつたのは、テキサス州憲法が、白人と黒人の統合教育を禁止していたことを理由に、テキサス大学ロー・スクール総長のペインター（Theophilus Painter）が、黒人学生スウェット（Heman Marion Sweat）の入学を拒否したことであった。

スウェットが職務執行令状（writ of mandamus）の発
高い。これは、ドレッド・スコット事件判決と並んで、
ブラウン対トピーカ教育委員会事件（Brown v. Board of Education of Topeka, Kansas, 347 U.S. 483 (1954)）判決は、ウォーレン・コートにおいて、長年合憲性が認められてきた人種隔離政策へ下された違憲判決として名高い。これは、ドレッド・スコット事件判決と並んで、

米国最高裁判所の最大の汚点といわれる、一八九六年に下されたプレッシー対ファーガソン事件判決を、半世紀ぶりに書き直した重要判決である。しかし、これは決してウォーレンが最高裁判所長官になつた事から、突然に下された判決では無かつた。

行を求めたトラビス郡 (Travis County) 州地方裁判所は、その審議をなんと六ヶ月も行った。これは、テキサス州に、⁽¹⁰⁾ テキサス州大学黒人校 (Texas State University for Negroes) という、黒人専用のロースクールをヒューストンに作る時間的余裕を与えるためであった。

そして、この黒人専用ロースクールの存在を理由に、職務執行令状の発行を拒否した第一審裁判所の決定は、控訴裁判所及びテキサス州最高裁判所によつても支持された。全米有色人種地位向上協会 (National Association for the Advancement of Colored People = NAACP) によつて支援されていたスウェットは、これに対し連邦裁判所に訴えを提起したが、プレッシャー事件という先例を根拠に敗訴したので、さらに連邦最高裁判所に上告したのである。

- これに対し、連邦最高裁判所は、全員一致で、下級審判決を覆した。その理由は、分離教育が合憲とされたのは、その質が白人校と実質的に平等 (substantive equality) であることが前提であるのに、黒人口ースクールは、その設備と教育水準という両面において、白人校とは明確な差異があると判断したためである。
- すなわち、大学院教育を考える際には、実質的平等の一部として、無形固定資産 (intangible factors) が考慮されなければならないが、白人校と黒人校では、次のような違いがある。
- テキサス大学ロースクールには一六人の常勤教授と三人の非常勤教授がいるのに対し、黒人口ースクールには常勤教授五人がいるだけである。
 - テキサス大学ロースクールには八五〇人の学生があり、その図書館には六五、〇〇〇冊の蔵書があるのに対し、黒人口ースクールには二二三人の学生と一六、五〇〇冊の図書があるにすぎない。
 - テキサス大学ロースクールには多数の模擬法廷があり、また民間や官庁で弁護士実務に就いている多数の卒業生いるのに対し、黒人口ースクールには、模擬法廷は一つしか無く、またテキサス弁護士会に加入している卒業生が一名いるだけである。
- こうして、実質的に平等という条件を満たさないので、入学拒否は違憲であると判断したのである。
- 2 マクローリン対オクラホマ州理事会事件
- オ克拉ホマ州法では、アフリカ系アメリカ人の場合に

は、州によつて支えられている大学に進学するに当たり、白人と黒人が混合して教育を受ける学校からの進学を禁じていた。McLaurin v. Oklahoma State Regents, 339 U.S. 637 (1950) 事件では、連邦最高裁判所は、この州法を合憲とした下級審判決を覆した。

この事件の原告であるマクローリン (George McLaurin) は、すでに教育学の修士号を持つていた。そこで、教育学博士号を取るために、オクラホマ大学への入学を求めたが、上述の州法を理由に、同大学理事会に入学を拒否された。そこで、マクローリンは、同法が第一四修正に違反していることを主張し、同大学への入学許可を得るために、オクラホマ州西部地区連邦地方裁判所に提訴した。裁判所が調査したところ、オ克拉ホマ州法を満たす別の施設をオ克拉ホマ州は提供していないという怠慢により、彼の憲法上の権利が侵害されていたことが判明した。しかし、裁判所は原告が要求した、差止命令による救済を行わず、単に「法律が宣言したことを見、州は遵守するべきである」と判決した。

この判決を受けて、同大学はマクローリンの入学を認めたが、彼にはカフェテリアにおける特別テーブル、図

書館内の指定された机及び講堂のドアのすぐ外に置かれた机と、きわめて限定した形で施設を提供したのみであつた。

そこで、マクローリンは、改めて連邦地方裁判所に対し、彼が他の学生と完全に対話できるように、利用施設の限定を解除するように、オ克拉ホマ大学に命ぜるよう申し立てた。しかし、裁判所は、その申立てを却下した。そこで、マクローリンは連邦最高裁判所に上告した。

判決は、前述のスウェット対ペインター事件と同日の一九五〇年六月五日に、同じく全員一致で下された。そして、連邦最高裁判所は、高等教育を行う公的機関が学生の人種にのみ基づいて、学生を別異に扱うことは、第一四修正の要求する平等保護条項に違反すると判決したのである。

こうして、分離すれども平等 (Separate but equal) は、高等教育という一角においては、この二つの判決によって明確に否定されることになつたのである。残る問題は、初等中等教育であつた。

3 ブリッグス対エリオット事件

この判決を受けて、同大学はマクローリンの入学を認めめたが、彼にはカフェテリアにおける特別テーブル、図

一九五四年のブラウン事件の前哨戦と位置づけられる事件である。事件の舞台となつたのは、サウス・カロライナ州のクラレンズ郡であつた。⁽¹¹⁾

この当時、全米で一七の州が白人と黒人の分離教育を要求しており、サウス・カロライナ州はその一つだつた。同州の一八九五年憲法一一条七節は「分離された学校が白人及び有色人の児童に提供される。いかなる児童も、他の人種のために提供された学校に出席することは許されない。」と定めていた。これを受け、同州一九四一年法五三七七節は「ある人種の生徒が、教育委員会によって他の人種のために提供された学校に出席することは違法である」と定めていた。

この訴訟では、上述の高等教育の場合とは異なり、クラレンズ郡の学校設備が不平等か否かは問題にならなかつた。この訴訟で、当初、問題になつたのは、通学用のバスである。黒人用の学校は、単に分離され、設備的に劣つてゐるだけでなく、通学用のバスが提供されていなかつたのである。このために、例えはある児童は学校まで一八マイルも毎日歩いて通学しなければならなかつたなど、長距離の徒歩通学を必要としていた。また児童

は、学校内の暖房のため、しばしば森に薪を集めに入らねばならなかつた。他方、白人用の学校には、クラレンズ郡の場合、合計二三台のバスが通学用に提供されていた。

そこで、ブリッグス夫妻 (Harry and Eliza Briggs) は、他の二二の家族と共に、児童の通学用にバスを一台だけでも提供するように求めた。しかし、地域の学校監督官 (local school superintendent) のエリオット (R.M. Elliott) は、バスの提供を拒んだ。その理由は、黒人市民は、バスを購入するのに十分な税金を払つてはおらず、したがつて白人の納税者に黒人用のバス代を負担するよう求めるのは不公平だ、という事であつた。

一九四九年に、N A A C P は、「この訴訟を支援する」とを承諾した。そこで、クラレンズ郡に住む一〇〇名以上の者がクラス・アクション (Class Action) を起こした。A B C 順から、ブリッグスの名が最初にあげられたため、訴訟に夫妻の名が冠されることとなつた。訴訟に名を連ねた者達は、次々に解雇された。例えはブリッグス夫妻はともに職を失い、その後の一〇年間は、ブリッグスは、フロリダ州に転居して家族を養わねばなら

なかつた。

一九五二年に連邦最高裁が事件を審理したといふ、クラレンドン郡学校監督官は、設備を等しくする措置を実施している最中であると主張したので、最高裁判所は、再調査のため地方裁判所に事件を差し戻した。地方裁判所が再調査をしたところ、確かに平等に向かつて一定の進捗が認められた。

これに対し、マーシャル (Thurgood Marshall) 弁護士は、改善が行われていることは眞実かもしれないが、本当の問題は、分離教育が存在している限り、学校は不平等な点であると主張し、最高裁判所に再上訴した。

この上告を受けて、この事件は、ブラウン事件に併合

して審理されることとなつた。

(II) ブラウン事件の概要

1 ブラウン対トピーカ市教育委員会事件

この事件も、上記ブリッグス事件と同じく、クラス・

アクションで、そのため、ABC順の最初に来るブラウンの名が訴訟の名となつた。

カンザス州トピーカ市⁽¹²⁾に住むオリバー・ブラウン

(Oliver Brown) の娘で、小学三年生のリンダ・ブラウン (Linda Brown) は、カンザス州法が黒人と白人の通学校を分離することを認めていたため、自宅からわずか五ブロック離れた所に白人の小学校があるにも関わらず、二一ブロック (約一・六km) も離れた黒人小学校まで通学しなければならなかつた。そこでオリバーは、娘を近くの白人校に入学させようとしたが、拒否された。一九五〇年、NAACPは、オリバー・ブラウンなどの黒人の親たちに、クラスアクションを起こすよう依頼した。そこで一九五一年に、オリバーなど一三家族三三人が、トピーカ市教育委員会を提訴したのがこの事件である。

連邦最高裁判所による、いわゆるブラウン事件判決においては、このブラウン事件及び上述のブリッグス事件に加えて、なお次の三件の事件が併合して審理された。

2 デイヴィス対プリンス・エドワード郡教育委員会事件

ヴァージニア州における Davis v. County School Board of Prince Edward County (Docket number: Civ.

A. No. 1333; Case citation: 103 F. Supp. 337 (1952)) 事

件の場合、プリンス・エドワード郡の黒人校である郡立モートン高校 (R.R. Moton High School) の施設が、きわめて劣悪であつたことが問題となつた。同校には体育馆もカフェテリアも、教員用トイレもなかつた。教室には机も黒板もなかつた。本来一八〇人の生徒のために設置された施設であるのに、四五〇人も在学しているという大幅な定員超過状況のため、一部の生徒は、校外に放置されている老朽化したバスの中で授業を受けねばならなかつた。それにも関わらず、学校側の設備充実要求は、全員が白人で構成されている郡教育委員会によって拒否された。

そこで、一六歳のジョーンズ (Barbara Johns) がリーダーとなつて、一九五一年四月に抗議のためにストライキを決行した。この活動に対し、NAACPが援助を行うことを決めたことから、訴訟に移行した。訴訟の名称が、リーダーであるジョーンズではなく、ディヴィスとなつているのは、例によつてABC順に記載した際に、最初に来たのが Dorothy Davis という第九学年の女生徒であつたためである。

87 A.2d 862 (Del. Ch. 1952), aff'd, 91 A.2d 137 (Del. 1952) 事件は、ブラウン事件で一括審理となつた事件のうちで、唯一、原審段階で、原告が勝利していた事件である。

この事件は、正確に言うと、二つの事件が複合している。

訴訟の名称となつた Belton v. Gebhart 事件は、デラウェア州クレイモント地区¹⁴に住む八人のアフリカ系米人の高校生の親である、ベルトン (Ethel Belton) 及び六組の両親が提起した訴訟である。デラウェア州は、南北戦争では北軍側に属した州であるが、その州憲法は、明確に黑白分離教育を定めていた。その結果、ベルトン等の子ども達は、至近距離に設備の整つた白人用の高校があるにも関わらず、ウィルミントン (Wilmington) にある黒人用のハワード高校 (Howard High School) までバス通学を強いられていた。このハワード校は、デラウェア州内でただ一つ、黒人用の大学に進学することができる高校だつたのである。

3 ゲバート対ベルトン事件

デラウェア州の「Gebhart v. Belton, 33 Del. Ch. 144,

今ひとつBulah v. Gebhart事件は、デラウェア州ホーカシン地区⁽¹⁵⁾に住むサラ・ブラー（Sarah Bulah）という女性が、その娘のシャーリィ（Shirley）が、設備の整った白人専用校への進学を拒否され、同校の傍にある一クラスしか無い有色人種用校に進学させられた事に對して提起した訴訟である。白人校には通学用のバスが走つてているのに対し、シャーリィは、アフリカ系米国人は乗せないとして、それへの乗車を拒まれ、学校まで徒歩通学を強いられていた。

この両事件は、NAACPにより、デラウェア州衡平裁判所に一九五一年に提起された。同裁判所は、分離すれば平等原則は、プレッシィ対ファーガソン事件において、連邦最高裁判所により合憲と判断されているので、下級審としてこれを覆すことは出来ないしつつ、黒人校と白人校の設備が同等でない事を理由に、黒人校の生徒を直ちに白人校に統合するべきだと判決した。

4 ボーリング対シャープ事件

いわゆるブラウン判決で、直接に判決が下されているのは以上の四件であるが、併合審理された第五の事件がある。それがこの事件で、この事件で問題になつたのは

ワシントンD.C.の法律が定めていた、白人と黒人の別学条項の違憲性であった。他の事件は州法の違憲性が問題なので、第一四修正の平等保障条項が焦点となつた。それに対し、ワシントンD.C.の場合には、連邦直轄であるため、第一四修正は適用が無く、第五修正の問題になる。しかし、第五修正には、第一四修正と違つて平等保障条項が無いため、理論的には別の問題になる。その結果、この事件についてはブラウン事件と併合審理されたものの、ブラウン事件とは切り離して判決が下されることになつた。

一九四九年以降、ワシントンD.C.のアナコスティア（Anacostia）地区に住む親のグループは、ワシントン教育委員会に、近日開校される予定のジョン・フィリップ・スーザ中学校（John Phillip Sousa Junior High school）を人種統合学校とするよう陳情した。しかし、教育委員会は、陳情を受け入れず、同校は白人校としてオープンした。そこで、一九五〇年に親のグループが一一人のアフリカ系米国人の入学を申請したが、拒否された。そこで訴えが提起された。入学を申請した学生のうち、ABC順で最初に来たのがボーリング（Spottsworth

Bolling) であつたため、この訴訟名となつた。

(III) 第一次ブラウン判決

この判決が下るまでの、この事件を取り巻く最高裁判所内外の状況には、きわめて興味深い点がある。この判決は、それが下される以前から激しい政治圧力が加わった。例えば、アイゼンハワー大統領は、わざわざウォーレンをホワイトハウスに招いて、人種隔離に合憲判決を下すよう、露骨に働きかけていた。⁽¹⁶⁾

それにも関わらず全員一致で違憲判決が下つた経緯を、ウォーレン自身は、次の様に述べている。

「最高裁判所という団体組織の実にすばらしい伝統に従つて、裁判官が一人残らず自主的に考えて下した判断の象徴が、この判決なのだ。公務員としての私の生涯で、これほど、情勢が重大だという意識を持ち、構成員ができるだけばらばらにならないで、

すなわちなんとかみんなが一つにまとまりたいといふ気持ちで、一心不乱に事件を解決した人たちにあつたためしはない。全員がいかに統一戦線を張りたいと思っていたか。それは、心臓麻痺に襲われた

結果、一ヵ月くらい入院していたロバート・ジャクソン判事が、この判決公表のため、ぜひ身支度して出頭するといつてきかず、私たち全員を驚かせたことでもわかるだろう。無理をするおそれがあるのではないか、と私は気がかりだった。しかし、当の訴訟は至極重大なので、最高裁全員の顔ぶれがそろう必要がある。——相手は口をすっぱくしていつたものだ。そして結局、その主張が通つたわけである。⁽¹⁷⁾」

これに対して、ウォーレンが述べるような各判事の自発的判断ではなく、ウォーレンの強い働きかけの結果であると主張する者もある。しかしながら、前述の通り、ブラウン判決は突然に下されたものでは無く、スウェット対ペインター事件以降、全員一致の判決が積み上げられてきた流れから考えると、ウォーレンのこの記述を信用したい。

1 ブラウン判決の内容

こうして全員一致となつた裁判所の意見をウォーレン長官自身が執筆した。この判決文は、最高裁判決によく見られる難解な言い回しが少なく、複雑な事実関係はすべて脚注に落とし、簡明に見解を主張したものである。

これは、政治家としての訓練から生じた文体と言えそうである。

ワシントンD.C.を舞台するものを除くこれら四件の事件を併合審理する理由について、ウォーレンは次のように述べている。

「これらの事件は、それぞれカンザス州、サウスカロライナ州、ヴァージニア州及びデラウェア州の各地から上告された。彼らはそれぞれ異なる事実と異なる地域の状況を前提としているが、この統合意見においては、共通する法的問題をまとめて判断する。各事件においては、黒人種の未成年者が、その法定代理人を通じて、自分たちの地域における、分離教育ではない公立学校への入学許可を得るために裁判所の援助を求めている。それぞれの下級審では、彼らは人種に応じて分離教育を要求している法律の下で、白人の子供が通学する学校への入学を拒否させていた。この分離教育は、憲法第一四修正の定める法の平等な保護を、原告から奪つていると主張した。」

このように併合審理する理由を述べた後、今日における公教育の重要性を論じ、次の様に言う。

「この問題に対処するにあたっては、我々は、時計の針を第一四修正が採択された一八六八年に、あるいはプレッシャー対ファーガソン判決の書かれた一八九六年に戻すことはできない。我々は、公教育をその完全な発展と全国におけるアメリカ人の生活の中での今日的位置に照らして考慮しなければならない。このような方法によってのみ、公立校における分離が上告人から法の平等保護を奪つているか否かを決めることができるのである。」

こう述べて、先に紹介したスウェット事件やマクローリン事件の判例を紹介した上で教育学の議論を展開し、「人種だけを理由に彼ら（黒人）を年齢も資格も同じ他の者から隔離することは、社会における彼らの地位について劣等感を与える、彼らの心にいやしがたい影響を及ぼすかもしれない。」

こうした議論の積み重ねの上に、次の様に結論を下す。「我々は、公教育の分野では、『分離すれども平等』政策はもはや適用すべき場面がないと結論する。独立した教育施設は、本質的に平等ではない。それ故

に、我々は、原告及び他の同様の状況にあり、クラス・アクションの効力の及ぶすべての者は、分離されているという理由において、第一四修正によつて保障されている法の平等な保護を奪われているとする。この処分には、このような分離が、第一四修正の適正手続き条項にも違反したか否かを論じることは不要である。」

しかし、影響する範囲が大きいため、具体的な救済方法については引き続き審理する、とした。

2 ボーリング対シャープ事件判決の内容

併合審理された五件の事件のうち、この事件だけは、連邦直轄地であるワシントンD.C.であるため、州を対象とする第一四修正ではなく、連邦を対象とする第五修正が問題となる。第一四修正と違つて、第五修正には平等保護条項が存在していないため、原告を救済するには、ブラウン判決においては、議論は不要であると述べた適正手続き条項に頼るほかはない。そのように、結論に至る憲法理論に違いが生じるので、切り離して別に判決が下された（*Bolling v. Sharpe*, 347 U.S. 497 (1954)）。しかし、同じ日に、同じく、ウォーレン長官によつて、言

い渡されたことには違いが無い。

ウォーレンは言う。

「我々は今日、第一四修正の平等保護条項は、人種的に分離された公立学校を州が設置することを禁止していると判決した。ワシントンD.C.の法的問題は、しかしながら若干異なつてゐる。ワシントンD.C.には第五修正が適用になるが、同修正には平等保護条項がなく、他方、第一四修正は州にのみ適用になるのである。しかし、平等保護と適正手続きという概念は、いずれも、我々アメリカの公平性の理想から導かれたものであり、相互に排他的なものでは無い。『法の平等保護』は、不公平さを防ぐための、『適正手続き』よりも明確な保護手段であり、それ故に我々は両者が常に相互互換的な条項であると暗示したりはしない。しかし、当法廷が認識したことおり、概念区別は、適正手続きを侵害したことになるほど、厳密なものでは無い。」

この様な少々強引な論法で、適正手続きを平等保護と読み替えて、ブラウン判決がこの場合にも適用可能であると論じたのである。

(四) 第二次ブラウン判決

ジャクソン判事が一九五四年一〇月に死亡したため、ハーラン (John Marshall Harlan) 判事が任命された。その関係でブラウン事件に関する最終的な判決が下されるのは、遅れて、翌一九五五年五月二一日となつた（第二次ブラウン判決＝349 U.S. 294 (1955)）。第一次ブラウン判決からこの時までの間に、最高裁判所は、連邦法務長官に加え、公共教育において分離教育を実施している州の法務長官からもその見解を質した。また、政党、連邦及びフロリダ州、ノースカロライナ州、アーカンソー州、オクラホマ州、メリーランド州及びテキサス州も口頭弁論に参加した。

それらの主張も考慮した上で、ウォーレンは、第一次ブラウン判決で、分離教育は違憲であるとした大原則をベースに、次のように宣言する。

「連邦、州、または地方自治体の法であつて、そのような差別を要求したり、許容したりするあらゆる条項は、この原則の前に放棄されなければならない。そこに考慮すべき問題として残つているのは、いかなる方法で救済を与えるかである。

これらの事件は異なる地域的条件から生じており、その性質には様々な地域的問題を含んでいるので、我々は、その救済の問題をさらなる議論に委ねることにした。

各州等の陳述は、当法廷にとり、人種差別から公教育システムを解放するにあたり、その移行時に発生する複雑な問題を検討する上で、有益で役立つものであった。陳述では、公立学校における人種差別をなくすための実質的なステップは、単に本件事件が生じた諸州においてのみならず、法廷助言者 (amici curiae) として出廷した諸州においても、すでに踏み出されている事を明らかにした。実質的な進展は、ワシントンD.C.においても、この訴訟に関係するカンザス州及びデラウェア州の地域社会においても行われている。サウスカロライナ州とヴァージニア州から我々の助けを求めてきた者は、当法廷の救援に関する決定を待つている。

これら憲法原則の完全実施には、様々な地域における学校の問題を解決する必要がある場合があるであろう。学校当局は、その問題を評価し、解決する

第一義的な責任を有している。裁判所は学校当局の行動が、憲法原則の実施を、忠実に実現するかどうかを考慮する必要がある。地域の状況や、さらなる聴聞の必要性を可能ならしめるためには、もともとこの問題にかかわっていた裁判所がもつとも適切に

司法的な鑑定評価を行うことができる。そこで、我々はそれらの裁判所に事件を差し戻すことが適切と考えている。」

このように問題状況を整理し、実際の解決は連邦地方裁判所に委ねることを明らかにした上で、ウォーレンは、次にこの問題に対して、裁判所がどのように対応すべきかを述べる。

「命令を形成し、施行する場合において、裁判所は、衡平の原則によつて導かれる。伝統的に、衡平法

〈エクイティ〉は、公的・私的必要性を調整するための施設に関し、救済方法を形成する上における实用的な柔軟性によつて特徴付けられている。」

すなわち、この問題の解決に当たつては、エクイティ裁判所としての権限により、法令にとらわれない柔軟な解決方法を模索すると宣言したのである。教育委員会は、

連邦地裁の指示と監督の下に、それぞれの管轄区域内の公立学校の人種統合を実現する義務を負わされたのである。換言すれば、裁判所が、立法府や行政府に代わって人種隔離制度の撤廃に向けての推進者としての役割を引き受けたことになる。

「下記の判断は、デラウェア州の事件を除けば、状況に応じて好転しており、事件が地方裁判所に差し戻され、この判決の意見にしたがい、必要かつ適切に、人種的無差別を基本として公立学校に、適切な速度で (with all deliberate speed)⁽¹⁹⁾ 適用されることが求められる。」

(五) スウォン対シャーロット・メクレンバーグ教育委員会事件

南部諸州は、このブラウン判決に強い拒絶反応を示し、「司法権の明確な乱用」をしたとして非難する南部宣言 (Southern Manifesto) が、南北戦争で南軍側だった一州選出の、一九名の上院議員と八二名の下院議員によって署名された。⁽²⁰⁾ また、アイゼンハワー大統領も、この判決の実効性確保に全く協力しなかつた。

なお、ブラウン事件の地元であるトピーカ市では、この連邦最高裁判所の第二次判決後に選挙があり、政治状況に変化が生じていた。その結果、トピーカ市教育委員会では、一九五三年八月には学校の統合作業に着手しており、一九五六年一月には全ての統合が完了していた。したがって、第二次ブラウン判決はトピーカ市においては実際に機能を発揮することは、なかつたのである。

しかし、南部諸州においては、ブラウン判決中の「適切なスピードで (with all deliberate speed)」という言葉は絶好の逃げ口上となり、白人校と黒人校の統合は遅々として進まなかつた。そこで、N A A C P は、第二次ブラウン判決の発動を狙つた訴訟を計画した。

ノースカロライナは穏和な地域で、統合への抵抗も他に比べると弱かつたが、それでもシャーロット・メクレンバーグ教育委員会の校区をみると、若干の黒人は白人校に通学していたが、大多数は依然として黒人校に通学していた。そこで、公民権グループでは、六歳のスウォン (James Swann) に訴えを提起させた。スウォンが選ばれたのは、彼の父親が神学の教授であり、地域からの仕返しを受けにくい立場だつたからである。連邦地方裁

判所は、校区内の白人対黒人の人口比である七一対二九の比率を各学校で実現させるための対策を教育委員会に検討させるとともに、外部の専門家にも検討を依頼した。教育委員会は十分な対案を提出しなかつたのに対し、外部専門家はバス通学を提案したので、地裁はこれを採用して、同校区にある一〇五校に上る学校を人種的に統合するよう命じた (このため、事件を担当したマクミラン (James B. McMillan) 地裁判事は地域から阻害され、彼の事務所や自宅、車は爆破された。)。

連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入つていたが、この命令の当否を巡る上告審で、最高裁判所はやはり九対〇で、地裁の決定を支持した (*Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education* 402 U.S. 1 (1971))。判決は、問題の地域が、第二次ブラウン判決が出た後も、故意に人種隔離を維持し、地裁判事の忍耐強い努力にも拘わらず、承認を得られるような独自案を推し進める明白な義務の履行を怠つたことを強調している。

この判決により、全米にバス通学が広がることになる。

一 刑事被告人等の権利

ウォーレンは、地方検事補、地方検事、司法長官と、長いこと刑事司法の領域で活躍してきた人物であるから、当然ながら刑事司法に造詣が深く、その結果、ウォーレン・コートの重要な判例は、その領域に数多く存在している。

(一) ギデオン対ウェインライト事件

「Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335 (1963)」事件は、連邦最高裁判所の歴史に残る画期的な判決である。

第六修正は次の様に定めている。

「すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州の陪審であつて、あらかじめ法律で定めた地区的公平な陪審による迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する。被告人は、訴追の性質と理由について告知を受け、自己に不利な証人との対質を求め、自己に有利な証人を得るために強制的手続きを用いし、かつ、自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利を有する。」

この末文が弁護人条項 (Assistance of Counsel Clause) と呼ばれる規定で、これにより、連邦レベルであれば、弁護人を求める権利が存在する」とに対する憲法上の保障が存在していた。

1 その前史

連邦最高裁判所は、弁護人条項を受けて、すでに Johnson v. Zerbst, (304 U.S. 458 (1938)) 事件において、重罪事件において、弁護士を求める権利を承認していた。²¹⁾

それに対し、州レベルにおける裁判に対しても、連邦最高裁は、上記ジョンソン事件よりも前の一九三二年に、パウエル対アラバマ州事件²²⁾において、死刑判決を受けているような特別の条件 (special circumstances) があれば、第一四修正の適正手続き条項を媒介に、第六修正の弁護士条項を州レベルに適用できると判決していたと理解されていた。

一九四二年のベツツ対ブレイディ事件においては、裁判所は、死刑事件ではない事件でも、特に弁護人がいないことが適正手続きの否定につながるような場合には、その審理は不公平に運用されているとして、パウエル事件の「特別の事情」ルールを拡張できる可能性を示した。²³⁾

しかし、文盲とか痴愚などの特別な条件があるか、あるいは特に複雑な事件で無い限り裁判所として特に弁護士を任命する必要は無いとしていた。

そして、その後の二〇年間に、最高裁は、さらにいくつかの事件において、それらの事件では弁護士が必要だつた、との個別の判決を下した。しかし適正手続きの否定につながるという高い基準をクリアしていることを証明することが困難なため、救済されたのは、すべて死刑が申し渡されていた事件であつた。

2 事件の概要

フロリダ州パナマ市の港のビリアード場で、一九六一年六月三日の真夜中から午前八時までの間に、事件は起きた。何者かがドアを破り、たばこ販売機とレコード・プレーヤーを破壊し、レジから現金を盗んだのである。その日のうちに、ギデオン（Clarence Earl Gideon）が朝の五時半頃、ワインの瓶を持ち、現金をポケットに入れてそこから歩み去るのを見たという証人が現れた。この告発のみに基づいて、ギデオンは住居侵入窃盜で逮捕され、起訴された。住居侵入窃盜は、フロリダ州法では、重罪（felony）じやれるが、死刑に繋がる犯罪ではない。

法廷で、ギデオンは、自分が貧しすぎて弁護士を雇えないと述べ、彼のために弁護士を選任してくれるよう裁判所に依頼した。

連邦最高裁判所判決は、ギデオンの依頼に、裁判所が次の様に答えたと書いている。

「ギデオンさん、申し訳ないが、この事件であなたを代理する弁護士を任命することはできません。フ

ロリダ州法によれば、被告人を代理する弁護士を法廷が任命出来るのは、被告人が死刑を求刑されている場合だけです。申し訳ないが、この事件であなた

を守るために弁護士を任命するようにといふあなたとの請求は却下せざるを得ません。」

この結果、ギデオンは自己弁護を強いられ、審理の結果、陪審は有罪と評決し、懲役五年の判決が下された。

フロリダ州の獄中から、ギデオンは、刑務所の図書館を利用し、刑務所の備品である鉛筆と紙を使用して、フロリダ州更正課（Department of Corrections）の長（そなつた犯罪者の処置を管理する州政府の部門）の長（その時点ではコックラン（H.G. Cochran）であったが、後に退職し、代わって louie L.

Wainwright) になつた。) を相手取つて、彼の弁護人依頼権という、第一四修正を媒介して州レベルに適用される第六修正で保障されている権利が侵害された、とする人身保護令状の発布を求めた。

最高裁判所は、この問題に新たな光を当てる意図で、サーシオレーライとして取り上げた。当然、そこで問題は、ベツツ事件判決を再検討するべきか否かである。

3 判決の内容

最終判決は、一九六三年三月一八日に下された。判決文はブラック (Hugo Black) 判事が執筆した。全員一致の判決であつたが、クラーク、ダグラス及びハーランが補足意見を執筆した。

ブラックは、冒頭、ベツツ事件とギデオン事件の類似性を指摘している。

ベツツも、ギデオンと同じく、貧しくて、自分では弁護士を雇えないとして、裁判所に弁護士を選任するよう求めた。しかし、メリーランド州法は、殺人又は強姦の場合以外には裁判所は弁護士を選任出来ないとしていたのである。そして、同じく無罪を主張したが、陪審によつて有罪とされ、八年の懲役を宣告されたのである。

ギデオンと同様に、ベツツも人身保護令状の発布を求めたが、適正手続条項は、必ずしも重罪に対しても弁護士を任命することを定めていないとされて、すべての救済を絶たれたのである。

このように、ベツツ事件を紹介した上で、「我々は徹底的に見直した結果、ベツツ事件判例を変更すべきであると結論した」と述べる。

「我々は、ベツツ事件において当法廷が、連邦による権利侵害からの本質的な防御として権利章典に書かれた保障が、等しく第一四修正の適正手続条項によって、州に対する侵害から保護されていることを認めるに十分な先例があつたと思う。」

こう述べて、ブラックはパウエル事件判決等を引用する。パウエル事件で、サザランド判事は次の様に述べていた。

「主張を聴取される権利は、多くの場合、弁護士に相談する権利を包括しない場合、ほとんど役に立たないであろう。知的で教養のある者であつても、素人は法律学ではわずかな技能しか持つておらず、ときには全く持つていらない。犯罪で起訴された場合、

普通の人は、起訴が良いのか悪いのかを、自分自身のために決定することは不可能である。彼は証拠法に慣れていない。弁護士の助けを借りずには、彼は適切な保護も無しに裁判にかけられ、不当な証拠や、問題とは無関係、あるいは排除されるべき証拠によつて、有罪判決を受けるであろう。彼は無罪であつても、自らを防御する技能と知識の両者を欠いているからである。彼は、自らに対する刑事手続のあらゆる段階で弁護士の導きの手を必要としている。それ無しには、例え無罪であつても、自らの無実を確立する方法を知らないので有罪判決を受ける危険に直面している。」

このザザランド判事の言葉を紹介した上で、ブラック判事は次のように結論を下している。

「ベツツ対ブレイディ事件で、当裁判所は、パウエル対アラバマ州事件で当裁判所が保有していた健全な知恵から離れてしまつた。フロリダ州では、他の二つの州と同様に、ベツツ対ブレイディ判決をそのまま遵守することを要請された。それに対し、当法廷の友人である一二二州では、ベツツ事件判決は『下

されたときに、既に時代錯誤』だつたし、今ではそれは却下されるべきであると主張している。我々は、それに同意する。」

このように述べて、事件をフロリダ州に差し戻したのである。

クラーク (Tom C. Clark) 判事は補足意見で、憲法は死刑事件か否かは全く述べていないのでから、弁護士への相談権は、あらゆる事件で保障されるとしている。ハーラン判事の補足意見は、単なる重大な犯罪の告発は、それ自体、特別な事情に当たるとしている。なお、ダグラス (William O. Douglas) 判事の補足意見は、権利章典と第一四修正の関係に関する歴史を簡略に紹介したものである。

4 その後

このギデオン事件判決により、フロリダ州だけで約二〇〇〇人の人間が釈放された。

ギデオン自身は、弁護士付きの新しい裁判を受けることができた。彼の弁護士は、ギデオンを目撃したという証人が信頼出来ないことを証明し、またギデオンをそのビリアード場から運んだタクシー運転手を見つけ出し、

ギデオンがその時ワインの瓶をひろうか何も持つていなかつたことを証言させるのに成功した。陪審は、わずか一時間の審理でギデオンを釈放した。

5 日本との対比

一九四七年に制定された日本国憲法三七条三項は次のように規定している。

「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼する」ことができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」

さらに、一九四八年に制定されたわが国刑事訴訟法二八九条は、次の様に規定している。

「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。」

つまり、米国で言う重罪に当たる犯罪の場合には、例え被告人が弁護士を付けずに訴訟したいと言つても、強制的に弁護士が付されるのである。

この規定になじんでいる我々から見れば、アメリカにおいて一九六三年になつて、ようやくこの規定と同じ内

容が、最高裁判所判決によつて宣言されたところのは、信じられない氣がする。

日本におけるこれらの規定は、マッカーサー草案二十六条二項に由来する。

“At all times the accused shall have the assistance of competent counsel who shall, if the accused be unable to secure the same by his own efforts, be assigned to his use by the government.”

人権に関する章は、ロウスト (Pieter K. Roest) 陸軍中佐がリーダーとなり、ワイルズ⁽²⁴⁾ ハロタ (Beate Sirota) の二人のチームが担当したが、刑事基本権に関する条項は、ワイルズによると証われる。マッカーサー草案に書かれていたのは、極めて先駆的な理想であった」とが判る。

6 米国の公選弁護制度

ギデオン判決に直ちに追随したのは、事件の舞台となつたフロリダ州である。同州では、一六ある州巡回裁判所 (circuit court) のすべてに公選弁護人 (public defender) を設置した。また、被告人が公平な裁判を受けるに必要な能力を公選弁護人が持つように訓練制

度が設けられた。いくつかの州と郡 (counties) がこれに続いた。例えば、ワシントンD.C.は、公選弁護人のための研修プログラムを作成した都市の一つである。そこでは、弁護人は就任に先立つて訓練を受けるばかりで無く、就任後も最新の能力を確保出来るように、訓練を受け続けなければならないといった。

(II) マンダ対アリゾナ州事件

このMiranda v. Arizona (384 U.S. 436 (1966)) 事件は、マンダ警告 (Miranda warning) を与えることと警察に義務づけることにより、犯罪者の権利を明確にしめたという意味で、あわめて名高い判決である。この判決は、単一の事件ではなく、同様の事実関係があつた Vignera v. New York 事件、Westover v. United States 事件及び California v. Stewart 事件の三つと共に、併合審理されたものである。これらの中で、ABC順に並べると、被告人の名前で最初に来るのがマンダであつたため、これら事件が彼の名で総称されるようになつた。この判決は、その少し前にたエスコベド事件 (Escobedo v. Illinois, 378 U.S. 478 (1964)) を更に発展

させたもので、当時としては行き過ぎという意見も強かつた。そこで、順序としてエスコベド事件から紹介する。

1 エスコベド対イリノイ州事件

先に紹介したギデオン事件では、起訴後における弁護士依頼権が問題となつたが、ここで問題となつたのは、起訴前における弁護士との接見権である。背景には一九六〇年代になって、各地の弁護士会が被疑者の権利擁護のために司法援助活動を強化したことがある。

エスコベド (Danny Escobedo) の妹グレースの夫が一九六〇年一月一九日の夜に射殺された。そこで、エスコベドは翌朝、何の警告も与えられることなく逮捕され、尋問されたが、エスコベドは完全に黙秘し、その後には釈放された。その後、別件で逮捕されていた者が、エスコベドの妹がその夫によつて虐待されていたことから、エスコベドは殺意を持つてその夫を射殺したのだと警察に告げた。そこで、一月三〇日に、警察は再びエスコベド及びその妹グレースを逮捕し、自白を迫つた。エスコベドは、弁護士と接見することを求めたが、警察は、エスコベドは拘留されているが、いまだ正式に起訴されて

いないことを理由としてその要求を拒んだ。エスコベドの弁護士は警察署に出向き、繰り返し接見を求めたが、拒まれた。結局、警察及び検察は、合計で一四時間半エスコベドを拘留して尋問を続け、その間、弁護士との接見を拒み続けた。その尋問中に、エスコベドは問題の犯罪に関する知識がある旨の供述を行つた。殺人によつて起訴された後、エスコベドは弁護士との接見を拒まれたことを主張して、連邦最高裁に上告した。

判決は一九六四年六月二二日に言い渡されたが、五対四というきわどいものとなつた。法廷意見はゴーリードバーグ (Arthur Goldberg) 判事が執筆し、これにウォーレン長官、ブラック、ダグラス、ブレナン各判事が賛同した。ハーラン、スチュワート、ホワイト、クラークの各判事が反対に回つた。

ゴーリードバーグは、単なる証人にに対する質問と異なり、特定の被疑者に対する尋問は、それが起訴前であれ、起訴後であれ、そこで誘発された自白が被疑者を起訴する際の証拠と使われることに違いは無いので、弁護士に接見する権利は等しく認められなければならならず、それを否定することは第六修正に違反するとした。

これに対し、反対意見は、判事により程度の差はあるが、基本的に犯罪者の権利を強く認める」とは犯罪との戦いにおいて、警察を不利にすると言うことであつた。

2 ミランダ事件の概要

一九六三年三月二三日、ミランダ (Ernesto Miranda) は、アリゾナ州で、状況証拠に基づき、その一〇日前に一七歳の女性を誘拐し、強姦した罪で逮捕された。警察に二時間尋問された後、ミランダは「私は、ここに、この供述書は任意かつ私の自由意思によるものであり、いかなる強制、脅迫及び免責の約束もなく、かつ私の法的権利に関する十全の知識に基づき、私が行つた供述は私に不利に使用されることを理解していることを誓う²⁵」という文章が、予めタイプされた供述書にサインした。

しかし、実際にはミランダには、彼が弁護人と相談する権利があることは告げられておらず、彼に黙秘権があることも、尋問中の供述が彼に不利に使用されることも、一度も告知されないままに、彼が既に口頭で行つた自白を、前述の誓約文の入った形式で書くように求められたのだった。

裁判において、ミランダの供述書は証拠として提出さ

れたので、ミランダに対し裁判所が任命した弁護士は、供述書は実際には任意に書かれたものでは無いという事実を根拠に、証拠から排除するよう求めた。しかし、弁護人の異議は却下され、ミランダは誘拐及び強姦の罪に関し、いずれも有罪とされ、前者に二〇年、後者に三〇年の判決が言い渡されたが、二つの刑期は同時に進行することとされた。

ミランダはアリゾナ州最高裁判所に控訴したが、同最高裁判所も下級審の判決を支持した。この判決においてアリゾナ州最高裁判所は、ミランダが具体的に弁護士を要請しなかつたという事実を強調した。

そこでミランダの弁護士は、連邦最高裁判所に上告した。

3 判決の内容

連邦最高裁判所は一九六六年六月一三日、判決を下した。評決は六対三となり、エスコベド事件より多数意見に賛同する判事が増えた。すなわち、ウォーレン長官が判決文を執筆し、ブラック、ダグラス、ブレナン、フォーティス判事がこれに同意した。またエスコベド事件では反対意見に回ったクラーク判事も、理由は異なるが、

結論に同意した。これに対し、エスコベド事件で反対意見を書いたハーラン、スチュワート、ホワイトの各判事は、この事件でも反対意見を書いた。

(1) 多数意見

ウォーレン長官は、判決文を「我々の前にある事件は、米国の刑事司法概念の根源 (roots) に迫る問題を提起している。」と莊重に書き出す。そして、前記エスコベド判決を引用した上で、次の様に述べる。

「我々はこの問題の特定の側面を近時 *Escobedo v. Illinois*, 378 U.S. 478 (1964) で取り扱つた。今、

我々の前にある四つの事件は、法の執行に当たる官憲が被疑者を勾留し、自白を得る目的で、警察署内で彼を尋問したというものである。警察官は、彼に黙秘する権利や弁護士に相談する権利があることを適切に告知しなかつた。むしろ、警察は、彼が殺人を犯したと主張する共犯者と対面させている。そして、被疑者が告発を否定し、『私はマヌエルを撃っていない。撃ったのはお前だ』と言つたところ、彼に手錠を掛け、尋問室に連行した。そこで、手錠を掛けられ、立たされたまま、彼は四時間も自白する

まで尋問された。尋問の間、警察官は、彼の、弁護士と相談したいという要求を拒み、彼が依頼した弁護士が警察署に来て彼と相談するのを妨げた。我々は、このような方法で作られた供述は、憲法的に許容できない。〈中略〉

我々は、エスコベド事件で述べたとおり、我々の判断は司法の革新ではなく、長きにわたって認識され、他の場面では適用されてきた原則の運用だという前提からスタートする。我々は、エスコベド判決とそれが述べている原則の完全な再検討を行い、再度確定する。あの事件は、我らが憲法に宣明されている基本的な権利——『何人も、刑事事件において、自己に不利な証人となることを強制されない』⁽²⁶⁾及び『被告人は自己の防禦のために弁護人の援助を受けれる』⁽²⁷⁾権利という、官憲の強引さから生じる危険を抑止するために置かれた権利を解釈したものに過ぎない。これらの貴い権利は、我らの憲法に、数世紀にわたる迫害と奮闘の末定められたものである。マーシャル長官は、『来たるべき歳月に、人間の制度に可能な限り不死に近づくように設計されている』⁽²⁸⁾と

述べている⁽²⁹⁾。

以下、マーシャル以降における幾つもの判例が引用される。また、ウイックカーシャム委員会の報告を引用する⁽³⁰⁾。その上で、非常に早い段階で、次のように結論を示している。

「起訴に当たつては、拘留尋問から抜き出した供述を、自己負罪禁止特権の確保に有効な手続的保護手段がとられていることを示すもので無い限り、無罪であれ、有罪であれ、証拠として使用してはならない。拘留尋問とは、人が身体を拘束され、ないしは、何らかの顕著な方法により行動の自由を奪われた後に、法執行官によつて行われる尋問を意味する。採用されるべき手続き的保護措置として、他の完全に有効な手段が、訴追されている者に黙秘権及びそれを行使するための継続的な機会を確保するために工夫されていない限り、以下の対策が必要である。いかなる事情聴取にも先行して、人は、彼が黙秘権を有すること、彼が行う供述は彼に不利な証拠として用いられること、そして割り当てられたか自ら依頼するかした弁護士の同席を求める権利があることを警

告されねばならない。被告は、これらの権利を放棄することができるが、その放棄は、自発的、かつ知識を持ち、理解してなされなければならない。そして、彼が、どのような方法であれ、いかなる段階であれ、供述する前に弁護士に相談したがつていては、もはやいかなる質問も許されない。同様に、もしその者が一人であり、いかなる方法であれ、尋問されたくないことを示していれば、警察は彼に質問してはならない。彼がいくつかの質問に答えたり、自発的に何らかの供述をしたりしたという單なる事実は、彼が弁護士に相談するまではさらなる質間に答えることを控え、その後に質問に答えることに同意する権利を奪うことはない。」

その上で、なぜこの様な結論に至つたのかをウォーレンは説明していく。それに当たつては、数多くの判例を引用するばかりでなく、警察官が尋問用に使用しているマニュアルを引用し、その中で、自白を引き出すためには取調室で孤絶させることを勧めているとして、次の文を紹介している。

「実用的な観点からすれば、尋問は捜査官のオフィ

スで、または少なくともその選択した部屋の中で行われるべきである。被疑者はすべての心理的な優位性を奪われるべきである。自分の家では、彼は、自信を持つたり、憤慨したり、反抗的になつたりするかもしれない。自宅の壁の中では、彼は自らの権利をきちんと認識し、自らの過ちや犯罪行為を供述することを嫌がる傾向が強い。さらに、彼の家族や友人が側におり、彼らが存在していることで、精神的な支援が与えられる。捜査官自身の事務所では、捜査官は、すべての点で有利である。雰囲気は、法律の力の無敵を示唆している。」

以下、このような調子で、数冊の警察の使用しているマニュアルの内容を紹介していく。しかし、マニュアルは、このように被疑者に対し心理的に強制する手段を紹介すると同時に、黙秘権等の権利の告知義務があることも述べている。こうした一連のマニュアルの記述を、ウォーレンは次の様に総括している。

「尋問技術のこれらの代表的なサンプルから、マニュアルで規定され、実際に見られる設定が明らかになる。本質的に、それはこういうことである。被

疑者と二人だけになることが、被疑者が注意散漫になり、外部からの支援を奪う上で不可欠ということである。被疑者が有罪だという自信のオーラが、被疑者の抵抗する意志をくじくものである。被疑者は単に警察が持つている先入観に基づいて描かれた話を確認するだけである。忍耐と粘り強さにより執拗な尋問が行われている。自白を得るために、尋問者は『根気よく自分自身を操り、あるいは所望の目的が達成されるだろう位置に自分自身を置く』ようにしなければならない。通常の手順では、必要な結果を得るのに失敗した場合には、警察は虚偽の法律上の助言を与えるなどの偽計に頼ることもある。大事なことは被疑者のバランスを崩させることで、例えば被疑者自身やその周囲に対する彼の不安と取引することである。警察はその後、トリックや説得により、彼の憲法上の権利を行使しないよう彼をなだめる。』

その上で、ミランダ事件等四件の事件における警察側の行動と、貧しさや学校中退など、被告人側の不利な状況を簡略に紹介する。

また、FBIに問い合わせを行い、FBIでは、被疑者の権利を告知した上で取り調べを行っていることを確認している。要するに、実務的には、このミランダ警告を導入しても問題がないことを論証したのである。

アメリカ自由人権協会が、最高裁判所に、警察での全ての尋問には「警察署」付き弁護士の同席を「義務」付けるよう要請したが、ウォーレンはそこまでやることを拒否し、「即座に」弁護士を要求することは被疑者の利益を守ることになると示唆することも含めて拒否した。どちらにしても有能な弁護士であれば警察に何も言わないよう依頼者に忠告するであろうことから、尋問は無益になるものと考えられた。

ウォーレンは、FBIが実際にやっている方法や軍事司法統一法典の規則で、そのどちらも被疑者に黙秘行使する権利があることを伝えるように要求していることを指摘した。FBIの警告には弁護士に相談する権利を告げることも含まれていた。

（2）ハーラン判事の反対意見

多数意見に不同意だった判事達は、提案された警告が、究極的に大きな不利益に繋がると考えた。一旦警告され

た被疑者は常に弁護士を要求し、警察が自白を求める能力を否定すると明らかに考え、その結果高圧的尋問の問題に過剰に反応していると非難した。

(3) クラーク判事の意見

前述の通り、クラーク判事は結論において多数意見と同じであるが、その論理は異なっていた。クラークは、多数意見の論理については、「余りに遠くまで、余りに早く (too far too fast)」行き過ぎたと述べた。クラーク判事は、ミランダ判決の論理の替わりに「ベインズ事件³¹」で連邦最高裁判所が導入した「関連性総合テスト (totality of the circumstances test)」を、この事件でも使うべきだとした。

このテストは、被告の憲法上の権利が、自白を得るに当たり侵害されたかどうかを評価するためのものである。これは、申し立てられた権利侵害の特定の側面を見るのでは無く、それに関係するすべての状況を総合的に判断して違憲か否かを判断するというものである。そして、このテストでも同じ結果が導かれるとして論じたのである。

ミランダ判決が確定した結果、このテストは、その後、自白の任意性評価には使われる」とはなくなつた。ただ

し、現在では、被告が令状なしの検索に同意したか否か、あるいは捜索令状発給に当たつて合理的な理由³²が存在したかどうかを決定するためには使用されている。

4 ミランダルール

ミランダは改めて審査された。その際には検察が自白を証拠に用いなかつたが、目撃者その他の証拠を使って立証した結果、ミランダは一九六七年に有罪とされ、二〇〇年ないし二〇〇年の禁固を宣告された。ミランダは一九七二年に仮釈放された。釈放後は元の居住地域に戻り、一九七六年一月三一日に酒場で喧嘩になり刺されて死んだ。

「ミランダ」判決の後、米国中の警官は、逮捕された者に「ミランダ警告 (Miranda warning)」と呼ばれる形式で、その権利を教えるよう要求されるところになつた。それにあたつては、地域による違いがあるが、典型的には、次のような文言が使用される。

1. You have the right to remain silent. (あなたには黙秘権がある。)
2. Anything you say can and will be used against you in a court of law. (あなたが証言すれば、法廷であ

なたに不利な証拠として用ひられる事がある。)

3. You have the right to have an attorney present before and during questioning. (あなたは、取り調べに先立ち、あるいは取調べ中に、弁護士の立会いを求める権利がある。)

4. If you cannot afford an attorney, one will be appointed for you before any questioning, if you wish. (ぬしあなたが自分で弁護士に依頼するトムがであります、かつ弁護士を望むないが、国は、あなたに、取調べに先立ち、弁護士を任命する。)

5. If you decide to answer any questions now, without an attorney present, you will still have the right to stop answering at any time until you talk to an attorney. (今、あなたが何とかの質問に対し、弁護士の立会抜きで答へたいとした場合にも、あなたは何時でも、弁護士と相談するまで回答を中止する権利を有す。)

6. Knowing and understanding your rights as I have explained them to you, are you willing to answer my questions without an attorney present? (あなたは、

私があなたに説明した自分の権利を知り、かつ理解した上で、弁護士の同席無しに私の質問に任意に回答しますか?)

5 その後 ディックースン対合衆国事件

議会は、ミランダールを廃止し、関連性総合テストを復活させようとして、一九六八年総合犯罪防止・安全市街地法 (Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968) を制定し、被告人がミランダ警告を受けたかどうかに關係なく、自白が自主的に行われた場合には、連邦裁判所判事は、刑事被告人の自白調書を承認すると定めた。しかし、検察は、違憲判断が下されるのを恐れて、同法に依るうとはしなかつた。

これに対し、カッセル (Paul Cassell) ノタ大学ロースクール教授が、ミランダールは裁判所が作り出した法であつて憲法上の要請では無く、したがつて連邦議会がそれを総合犯罪防止・安全市街地法で置き換えた以上、ミランダールは、連邦レベルでは妥当しないとする説を発表した。

ディックースン (Charles Thomas Dickerson) は、火器を使用した銀行強盗の罪で逮捕された。これは連邦犯

罪である。デイツカースンは、彼がミランダ警告を受けた前に、FBIに自白を強要されたと主張した。地方裁判所は、この主張を認めたので、連邦側は高等裁判所に控訴した。第四巡回高等裁判所は、カッセル教授の説を採用し、ミランダルールは憲法上のものでは無いので、議会はそれを立法によつて覆すことができると判決した。

そこで、連邦最高裁判所は、高レベルにおける判決の不統一を避けるため、この事件を取り上げることになった (Dickerson v. United States, 530 U.S. 428 (2000))。

最高裁判所は、カッセル教授の主張を聴取した上で、七対一で、ミランダルールは憲法上のものであると判決した。レンクィスト長官は次の様に述べた。

被疑者の自白は、強制又は非任意的なものである場合には受け入れ難い。米国法の起源となつた英國法の要求はそこまでである。しかし、時が過ぎると共に、第五修正は警察の尋問に対する被疑者の権利の独立した源泉と化してきた。

「…ラ・ンダで、我々は、強制によつて自白が得られる事態の増加に対する懸念をもたらした、近代的な警察の拘留中の取調べが出現した」と注目した。警察によ

る拘留尋問は、その必然的な性格から「孤立した個人に對する圧力」となる結果、人は罪を犯していないにもかかわらず自白に追い込まれる。ミランダ事件で、裁判所は、まさにこの様な害悪に對する手段を開発したのである。

以下のように述べて、ミランダ判決以降における判例の流れを紹介する。そして、次の様に結論づけた。

「以上をまとめれば、我々は、ミランダ判決は、議会が立法的に優越するとの許されない憲法上のルールを述べていると結論出来る。先例拘束性のルールに従い、我々は、ミランダ判決を我々自身で破棄する」とを拒否する。」

こうして、ミランダルールは、その後、様々な攻撃を受けてつても、今日まで生き延び、もはや確固たる基盤を得ていると言える。

(II) カッセル対合衆国事件

このKatz v. United States, 389 U.S. 347 (1967) 事件は、オルムステッド対合衆国事件判例を変更し、プライバシーの権利と捜索の法的意味を一新させた判決として、

極めて重要である。

問題となつたのは第四修正である。念のため、条文を紹介する。

「国民が、不合理な搜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、

宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、搜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。」

オルムステッド事件判決では、搜索 (search) や差し押さえの対象を有体物 (tangible property) に限定し、かつ搜索を、物理的侵入を伴うものに限定していた。その結果、有体物への物理的侵入を伴わない通信傍受は、搜索に該当せず、令状を伴わない場合でも証拠能力が否定されることはない。

その後、科学技術の進歩により、電子機器の小型化が急速に進展した結果、小型の盗聴装置 (Bug) を利用して、電話や屋内の会話を傍受する (Bugging と呼ばれている) 方法が広く使われる様になり、それが許されるか

否かが問題になつた。しかし、連邦最高裁判所は一九四二年のゴーリドマン対合衆国事件³⁴⁾において、その場合にも、オルムステッド判決の法理が適用になる事を明らかにした。

この数十年にわたつて支配していた法理を覆したのが、このカツツ判決である。

1 シルバーマン対合衆国事件

一九六一年三月六日に下された *Silverman v. United States*, 365 U.S. 505 (1961) 判決は、そのカツツ判決の前哨戦となる判決である。

上述のとおり、オルムステッド判決は、有体物と物理的侵入の二つを、令状を要する搜索の要件としていた。このシルバーマン判決において、連邦最高裁は、この法理のうちの「有体物」要件を変更したのである。

(1) シルバーマン事件の概要

一九五八年春、ワシントンD.C.の警察は、特定の住居がワシントンD.C.の法に反して賭博場に使用されているという疑いを持つに至つた。そこで、警察は空き家になつていた隣家を、その所有者の同意を得て、問題の住居の監視拠点とした。そこから警察はスパイクマイク

(spike mike) と呼ばれるマイクで隣家での会話の盗聴を行つた。

問題になつてゐるマイクは、アンプ、パワーパック、イヤホンが一体となつた長さ一フィートほどの道具で、捜査官はこれを空き家と問題の住居の隔壁に、何か硬いものに当たつて入らなくなるまで数インチ程度挿入することにより、隣家の音声を盗聴するのに成功した。その硬いものは暖房用のダクトだつたことが後に明らかになつた。下級審は、その盗聴は、何ら物理的侵入とは言えないとして、その盗聴記録に基づいてシルバーマン等に有罪の判決を下した。そこで彼らが連邦最高裁判所に上告し、連邦最高裁判所はこれを受け入れた。

(2) シルバーマン判決の内容

連邦最高裁は全員一致で、次のとおり判決した。

「当裁判所は、連邦官は、令状ないし同意を得ることなく、個人の事務所若しくは住宅に物理的に侵入して密かに観察し、あるいは盗聴することによつて見たり聞いたりしたものを、その個人の刑事裁判に関係させることができると判示したことはない。ゴールドマン事件で使用された電話盗聴器と、こ

の事件で使用されたスパイクマイクの区別は、控訴審裁判所は明確に区別し得ない差異しかないとした。当裁判所は、不同意の場合においては、各人の権利は、インチの単位で測定されるべきであると信じる。」

要するに、連邦最高裁は、マイクが壁の裂け目に差し込まれて暖房ダクトに接触したという点をとらえて、「物理的侵入」の要件が満たされていると判断したのである。この判決は、有体物に当たらない会話の傍受に対する第四修正の適用を認めた点で、オルムステッド判決の変更であつた。

2 カツツ対合衆国事件

(1) カツツ事件の概要

カツツ (Charles Katz) は、賭博に関する情報を、口サンジエルスからマイアミ及びボストンの胸元に連絡するに当たり、常に公衆電話を使用していた。そこで、米連邦捜査局 (FBI) は、カツツの知らないうちに、彼がよく使う公衆電話ボックスの外側に電子盗聴装置を取り付け、それを介して、彼の会話を記録した。会話内容は証拠として提出され、カツツは、これらの盗聴記録に

基づいて有罪判決を受けた。そこで、彼は、その録音は第四修正によつて保障された権利の侵害により得られた結果であると主張して、証拠から排除するよう主張した。公衆電話ボックスそれ自体には物理的な侵入がなかつたため、控訴審裁判所は、その主張を取り上げなかつた。そこで、カツツは連邦最高裁に上告し、連邦最高裁判所は上告を受け入れた。

（2）カツツ判決の内容

判決は七対一となつた。スチュワート（Potter Stewart）判事が多数意見を執筆したが、ダグラス、ブレナン、ハーラン、ホワイトの各判事が補足意見を執筆した。反対意見を執筆したのはブラック判事である。

（ア）一般的なプライバシー権

「第四修正は、一般的な憲法上の『プライバシー権』として解釈することはできない。この修正条項は、一定の種類の政府による不法侵入から個人のプライバシーを保護する。しかし、その保護は更に踏み込んで、プライバシーと関係を持たないものも多い。憲法の他の規定は、他の形態による政府の不法侵入から個人のプライバシーを保護する。しかし——他人

から一人にしておかれる権利——という個人の一般的なプライバシー権の保護は、その者の財産及び生命を保護するように、大部分が個々の州法にゆだねられている。」

（イ）本件事実関係に基づくプライバシー侵害

「第四修正は、場所よりも人を保護するものである。ある人物が、自ら承知の上で公に明らかにした事柄は、それが自宅や事務所の中であつたとしても、第四修正の保護の対象とはならない：しかし、その人物が、私的に維持したいと思う事柄は、それが一般の人の目に触れる領域内であつたとしても、憲法上の保護を受けることができる。」

「オルムステッドとゴールドマンの裏づけは、当裁判所が、その後の判決で、そこで宣言された『不法侵害』の原則はもはや支配力を持ち得ないと考えたことによつて完全に失われたと、当裁判所は結論付ける。上訴人の言葉を電子的に傍受し記録した政府の行為は、同人が電話ボックスを利用する際に、当然そこに存在するものであると信じていたプライバシーに対する侵害であり、よつて、そうした行為は

第四修正の意味する範囲での『捜索・差押え』を構成する。その目的を達成するために用いられた傍受装置が、たまたま電話ボックスの壁を貫通しなかつたという事実は、何ら憲法上の重要性を持ち得ない。」

(ウ) ハーラン裁判官の補足意見

本件で重要なもう一つの点は、ハーラン裁判官の補足意見である。裁判官は、第四修正の保護範囲について、「先例から生じたその法則に関する私の理解は、二つの要件が存在する」ということである。第一は、個人が現実の（主観的な）プライバシーへの期待を示したといつており、第二は、当該期待に対して社会が『合理的』であると承認する用意があることである」と述べた。この二つの要件（reasonable expectation of privacy）は、関連するその後の判決に、大きな影響を与えた。

(3) その後の展開

連邦議会が、ミランダ判決の空洞化を狙って、一九六八年総合犯罪防止及び街頭安全法（Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968）を成立させたことは、先にデイツカースン事件で紹介した。しかし、それは同法の一部である。ここで問題となつてているのは、同法の第三編「電話盗聴及び電子的監視」（Wiretapping and Electronic Surveillance）で、これはカツツ事件判決を受けて制定されたものである。同編は有線及び口頭での通信に関するプライバシー保護を定め、無令状による電話盗聴及び電子的監視を禁止している。³⁵⁾

この法律は、その後、一九八六年電子通信プライバシー法（Electronic Communications Privacy Act of 1986）によって改正された。また、一九九〇年九月一日の同時多発テロを受け、一九九〇年一〇月二六日、愛国者法、すなわち「一九九〇一年テロリズム活動を阻止及び防止するため求められる適切な手段を提供する」とより、米国を団結し、強化する法（Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001=頭文字を取るUSA PATRIOT-Actなど）」が制定され、テロ対策を目的とした無令状傍受の権限を拡大する規定が追加された。例えば、令状申請を認める事例の中に、化学兵器を用いた犯罪やテロリズムが追加され、国家安

全を目的とする場合に、捜査官が他の法執行官等との間で傍受した情報を共有できる規定が追加された。

3 合衆国対連邦地方裁判所事件

「*U.S. v. United States*, 407 U.S. 297 (1972)」事件は、バーガー・コートの時代になつてから下されたものであるが、このカツツ事件判決のいわば後衛戦とでもいべき性格を持つ事件なので、ここに合わせて紹介する。この事件は「ケイス事件 (Keith Case)」の名でも知られている。

(1) 事件の概要

連邦政府は、シンクレア等三名の人物⁽³⁶⁾をCIAのミシガン州アン・アーバー (Ann Arbor)⁽³⁷⁾にあつた施設をダイナマイトで爆破しようとしたとして、政府財産の毀棄に関する共謀罪及びダイナマイト爆破の罪で逮捕した。被告らは、正式事実審理前に、電子的監視が行われたことを裏付ける情報の開示を求める申立てを行つた。他方、政府は、司法長官の宣誓供述書を提出した。そこには、国内組織が政府の現体制を攻撃し、また転覆させようと試みから、国家を守るために必要とみなされる軍事

情報を収集する目的で、傍受を許可した旨が記してあつた。宣誓供述書及び監視のログに基づき、政府は、たとえ令状がなくとも、国家安全を守るための大統領権限の合理的な行使として適切であると主張した。

連邦政府の主張の根拠となつたのは、一九六八年総合犯罪防止及び街頭安全法第二編のうち、合衆国法律集 (United States Code) 第一八編の第二五一一条 (111) 項一一である。次の様に定めていた。

「...本章のいかなる規定も、武力又は他の違法な方法による政府の転覆、又は、その他政府組織又は政府の存在にもたらされる明白かつ現在の危険に対し、大統領が、アメリカ合衆国を守るために必要と考える対策を講じるための、憲法上の権限を制限するものとみなしてはならない」

ミシガン州東地区連邦地方裁判所のケイス (Damon Keith) 判事は、当該監視は第四修正に違反すると判断し、政府に対し、被告人に関して傍受した会話をすべて開示するよう命じた。連邦政府は控訴したが、第六巡回区連邦高等裁判所もケイス判事の判断を支持したので、やるに上告した。

(2) 判決の内容

連邦最高裁は、結論的には全員一致で、連邦控訴裁判所の判断を支持した。多数意見をパウエル判事が執筆し、これにダグラス、ブレナン、スチュワート、ブラックマングの各判事が賛同した。これとは別にバーガー長官、ダグラス判事、ホワイト判事が補足意見を執筆した。

パウエル判事はいう。

「大統領の監視権限に関する限りで、第二五一一条（三）項の文言は中立である」という政府の主張を認めると、「本件の監視が適用除外規定に含まれるか否か、また、そうだとすると、法律上の適用除外規定そのものが憲法上有効か否かを検討しなければならない。しかし、第二五一一条（三）項は、議会の免責条項であり中立的に表現されている。当裁判所は、この法律は、本件において主張された大統領の権限行使の手段とはならないと判断する。むしろ、当裁判所は、大統領の憲法上の権限を検討しなければならない。」

「当裁判所の役割は、政府が国内の安全を守る義務と、個人のプライバシーと表現の自由に対する不

理な監視によつてもたらされる潜在的な危険という、本件において危機にさらされている基本的な価値を検討し、衡量することである。」

「中立で独立した裁判官が事前に審査を行うことは、第四修正の権利を達成するために行われてきた長年の手段である。」

「司法長官には幾らかの負担が課せられるであろうが、この不自由は、憲法上の価値を保護するために、自由な社会において正当化される。当裁判所は、政府の国内監視権限が相当程度減殺されるであろうとも思はない。令状主義は、監視の有効性を推定させ、監視後の司法審査を正当化させるための負担を最小化する。法を遵守している市民に対する無差別の傍受や盗聴を生じさせず、一般国民を安心させることが最重要であることはいうまでもない。」

ただし、連邦最高裁は、本判決の専程範囲を、国家完全に関する国内問題のみに限定し、外国勢力の活動は範囲外であること、第二編は大統領の権限を定義したり範囲を定めたりするものではないこと、本判決は他の様々政策や実務的考慮のもとに行われる監視行為には適用

されないことを強調している。⁽³⁸⁾

(四) ブランデンバーグ対オハイオ州事件

NJのBrandenburg v. Ohio, 395 U.S. 444 (1969) 事件
判決は、一九一九年のシェンク事件以来、米国判例を支配してきた「明白かつ現在の危険」基準が変更され、その新しい定式化としてブランデンバーグ・テストが宣言されたことで極めて重要である。

ブランデンバーグ・テストとは、「唱導が差し迫った非合法な行為を扇動し、若しくは生ぜしめるに向かはれ、かつ、かかる行為を扇動し、若しくは生ぜしめる蓋然性がある場合を除き、唱導を禁止できない」とするテストである。

1 事件の概要

オハイオ州のクー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan = KKK) のリーダーであるブランデンバーグ (Clarence Brandenburg) は、テレビ局に連絡をとり、一九六四年にKKKの集会を撮影させた。集会で、人々は白衣を着てフードをかぶり、黒人 (niggers) やユダヤ人 (Jews) やその支援者達に対して遺恨を晴らす

(revengeance) とか、我々の大統領、議会及び最高裁は白人種の弾圧を続けていると発言した。このため、ブランデンバーグは、一九一九年に制定されたオハイオ州刑事暴力革命禁止法 (criminal syndicalism statute) に抵触するとして起訴され、一〇〇〇ドルの罰金と一〇年の刑を宣告された。そこで、ブランデンバーグは、同法が、第一修正及び第四修正の保障する言論の自由を侵害しているとして上告した。なお、同法と類似する法律は一〇の州及び二つの準州でも制定されていた。

2 判決の内容

米国最高裁判所は、全員一致⁽³⁹⁾で、政府は憲法や法令を抽象的に侵害する者を罰することができないとして、ブランデンバーグに対する有罪判決を覆した。

判決は多数の判例を引用し、特にデニス事件⁽⁴⁰⁾を引用した上で、次の様に述べる。

「これらの判決は、言論の自由及び報道の自由に対する憲法上の保障は、国家が、唱導が差し迫った非合法な行為を扇動し、若しくは生ぜしめるに向かはれ、かつ、かかる行為を扇動し、若しくは生ぜしめる蓋然性がある場合を除き、その様な行為を禁

止することは許されないという原則を形成している。」

これが、今日、ブランデンバーグ・テストと呼ばれる審査方法である。

三　投票権の平等

ウォーレン・コートの前までは、連邦最高裁判所は、政治問題 (Political question) には介入しないこという立場を貫いてきた。

政治問題の法理とは、わが国でいわれる統治行為論と類似した理論で、米国では司法権の限界と密接に結びついて論じられてきた。古くは、マーベリ対マディソン事件で、マーシャル長官がその事を述べている。すなわち、

マーシャルは、国務長官が純粹に自由裁量に属する問題、例えば大統領に対する政治的事項についての助言を行つた場合には、何ら法的に特定できる問題を述べたわけではないので、その事務の処理は、裁判所の審査対象にはならないとした。

政治問題という言葉を使用して、司法審査権の発動を最初に拒んだのは、一八四九年のルーサー対ボーデン事

件における、トーニー長官の判決といわれる。⁽⁴¹⁾

また、一九四六年に判決されたコールグローブ事件において、フランクファータ判事が述べた「裁判所は、」の政治的茂みに介入するべきではない (Courts ought not to enter this political thicket)」⁽⁴²⁾ という言葉は、この政治問題の法理を象徴するものとして有名である。

この理論は、統治行為論と同じく、連邦政府の機関相互間の紛争に介入したくないという司法府の欲求に根ざしている。その理論的根拠は、その様な問題は、有権者が投票箱という政治過程によつて解決するのが最善であるという点にある。

(1) ベイカー対カーチャー事件

の伝統的な法理を大きく変更したのが、NJのBaker v. Carr, 369 U.S. 186 (1962) 事件である。

1 事件の概要

原告であるベイカー (Charles Baker) は、テネシー州シェルビー郡の住人だつた。⁽⁴³⁾

テネシー州憲法第一条は、次の様に定めていた。

第二節 立法権限及び任期…この州の立法権限は

州議会 (General Assembly) にあり、上院と下院から構成され、いざれも人口に依存する。任期は総選挙の日から二年間とする。

第四節 国勢調査・有権者名簿及び議会における議員の配分は、一八七一年に行い、以後一〇年ごとに行わなければならない。

第五節 下院議員の配分・下院議員数は、その期間ごとに、それぞれの有権者数に応じて、郡または選挙区間で配分されるものとし、州の人口が一五〇万人までは七五人を超えてはならず、その後も九九人を超えてはならない。人口比で三分の二を超える郡は一議席を割り当てられる権利を有する。

第六節 上院議員の配分・上院議員数は、その期間ごとに、それぞれの有権者数に応じて、郡または選挙区間で配分されるものとし、下院議員数の三分の一を超えてはならない。異なる郡の間で上院議員を配分するに当たっては、下院議員の配分に当たつて失われるかもしれない端数を、可能な限り補えるように、上院議員の選挙区を構成しなければならない。選挙区が二以上の郡で構成されているとき、そ

れは隣接していなければならず、また郡は選挙区を形成するに当たり分割してはならない。

このように、州議会の選挙区は上下両院共にほぼ等しい人口に区割りされるように、連邦政府が一〇年毎に実施する国勢調査に基づいて再編することを要求していた。一〇年ごとの議員配分の見直しは一八七一年から一九〇一年までは、きちんと行われていた。一八八年の見直しにより、上院議員数は二五名から二三三名に、下院議員数は七五名から九九名にそれぞれ増員されていた。しかし、その後は六〇年以上にわたって、一度も議員数の見直し及び選挙区割の再編を実施していなかつた。一九〇一年のテネシー州の人口は二〇二万〇、六一六人で、そのうち四八万七、三八〇人が有権者であった。一九六〇年には三五六万七、〇八九人に増加しており、そのうち二〇九万二、八九一人が有権者となっていた。⁴⁴

ベイカーが訴え提起した時点では、シェルビー郡内の彼の居住する選挙区の人口は、近隣の農村部の選挙区に比し、約一〇倍の人口を有するまでに人口移動が発生していた。その結果、農村部住民の選挙権は、都市住民の選挙権よりも価値が一〇倍も価値があることになつ

ている。そこで、ベイカーは、テネシー州公職選挙法は、

第一四修正の定める平等保護条項に違反していると、テネシー州国務長官であるカー（Joe Carr）を相手取つて訴えを提起した。選挙区割りの再編の責任を負つてているのは州議会であるが、カーは州選挙の実施のために、選挙区割り地図を公表する上で、最終的に責任ある地位にあつたのである。

これに対し、テネシー州は、上述のフランクファーダ判事の言葉を引用し、州議会選挙区割の問題は、本質的に政治問題であつて、司法権の審査に服する問題では無い、と主張した。

連邦地方裁判所はこの事件を取り扱うに当たり、(a)裁判所は、その事物管轄に服する問題についてのみ司法審査権を有する、(b)訴訟になじむ事件は、原告が裁判によつて適切な救済を受けられる権利を有しているものであること、(c)被告は、原告がテネシー州公職選挙法に関して、問題を提起している、と分析し、この事件では原告は、裁判所が憲法上の権利の侵害を発見したとしても、裁判所としてそれを救済することができないので、訴えは不適切であるとして、却下した。

ベイカーは連邦最高裁判所に上告した。

2 判決の内容

判決は一九六二年二月二六日に下された。結果は、六対二で、ベイカー事件は司法審査の対象となるとした。反対意見はフランクファーダ判事及びハーラン判事である。また、ウイテカー（Charles Evans Whittaker）判事は、自ら表決に参加しなかつた。意見がまとまらなかつたためといわれる。この後、同判事は健康問題を理由に辞職する。

法廷意見はブレナン（William J. Brennan, Jr.）判事が執筆した。

ブレナンは、まず合衆国憲法第三条第二節が「合衆国の司法権は、この憲法、合衆国の法律および合衆国の権限にもとづき締結された、または将来締結される条約のもとで発生するコモン・ロー上およびエクイティ上のすべての事件に及ぶ。」と述べているのを引用し、この事件が合衆国憲法に基づき提起された事件である事は明らかであると宣言する。

被告側がコールグローブ事件判決を、こうした問題が裁判所の事物管轄に属しない先例として引用したのに對

し、ブレナンは、被告側は同判決を誤読していると決めつける。なぜならば、同判決に関与した七人の判事のうち、反対意見を書いたブラック、ダグラス及びマーフィー判事は、管轄権があると明確に述べており、補足意見を書いたラトリッジ判事も、結論に同意しており、そして、多数意見を書いたフランクファータ判事（これにリード、バートン両判事が同意している）は、管轄があることに疑問を呈しているが、その様な疑問は判決論旨と首尾一貫していないとしているからである。

そして、中心問題と言るべき司法判断適合性については次の様に分類して論じた。

- ① 外交問題 (Foreign relations)
- ② 敵対行為の期間の日付
(Dates of duration of hostilities)
- ③ 制定案の妥当性 (Validity of enactments)
- ④ 政府の共和政体
(Republican form of government)

これらのそれぞれに詳しく論じているが、この事件の中心が、この第四の問題である事は明らかである。ブレンナンはルーサー事件のトニー長官の議論を詳しく紹介

する。トニーは、その判決で、次の諸点を主張した。

- (1) もしも裁判所が、問題となつてゐる期間、憲法に従つた政府が法的に存在しないとして、不当な被告の行為を認めた場合は、その政府の行動のすべてのこと、すなわち法律の制定、税金の徵収、給与の支払い、財政の運営、命令の公布、等々はすべて無効になる。そして、政府の命令を実施した官憲は、仮にそれが犯罪にならない場合にも、侵入者として釈明しなければならない。そのような、原告の問題となつてゐる行動を打破した官憲の行為が、法的に認められていいない場合に、それを事実上有効化するいかなる理論も、もちろん存在しない。原告の決定は必然的に、いかなる尺度に照らしても、重要な混乱を引き起こし、憲法を尊重し擁護する司法の義務を自制しなければ、その結果は避けるべき結果を生み出していくだろう。
- (2) いかなる州裁判所も、州政府の権威の中心にある問題に対し、司法責任を負うとは認識されていない。実際、ロードアイランド州の裁判所は、いくつかの事件で「憲法に基づく政府を排除すべ

きか否かの決定は、政治部門に委ねられている」と述べ、何の行動も行わなかつた。

(3) 「問題が、完全に州の憲法及び法律に関係」している限り、連邦裁判所は、それを覆す連邦憲法上の根拠がない限り、州裁判所の決定に従わなければならぬ。

(4) 合衆国憲法には、第四条四節の共和政体保障条項を除き、この目的のために使える適切な条項はない。すでに述べたように、政府の選択に関しては、独立して行動する裁判所によつて作ることができる基準は存在しない。

このような問題を解決するための理論としてトーニー長官が打ち出したのが、政治問題の法理なのである。これ以降、連邦最高裁判所は政治問題法理によりおびただしい事件を処理してきたとして、ブレナンはその判例を列挙する。

その上で、ブレナンは、この事件と先例との違いを指摘する。次の様に述べる。

「この事件は、ある意味では、州内の政治権力の配分を伴わないので、控訴人は、共和制保障条項に基

づく請求を追加した可能性がある。我々が見てきたように、もちろん、その条項へ依存することは無益であろう。しかし、共和制保障条項への依存が成功しなかつたことにより、上告人が、平等保護条項によることができないということにはならないし、実際に彼らはそうしている。第一四修正に基づく主張は政治問題の要素に巻き込まれないということは、共和制保障条項が実際に現実の政治問題それ自体であるが故に非司法的であるのと同様に真実である。しかし、我々はここで問題は発生しないことを発見した。」

つまり同じ問題でも、共和制保障条項からのアプローチであれば政治問題であるが、平等保護条項からのアプローチは政治性を持たないと言うのである。ここから、例によつてこの主張に都合の良い先例がいろいろと紹介される。

「我々は、したがつて、共和制保障条項に依存する訴えが、我々が『政治的』と考える問題の具体化から提起されるが故に非司法的であることは、この事件の場合における平等保護の要求という問題の司法

判断適合性になんら影響を与えることはできない、と結論する。」

これに対し、フランクファータ判事は、その反対意見（ハーラン判事はこれに賛同）で次の様に述べた。

「原告は投票する権利及びそれを計数される権利を有しているが、彼らは投票を許され、その投票は既に計数されている。彼らの主張は彼らの投票が十分に強力なものでは無い、と言うことである。彼らは、救済を、裁判所では無く、立法制度に求めるべきである。」

3 その後

この判決により、立法府の選挙区は、同等の重みを持つように設定されなければならないと言ふ原則が確立した。ウォーレンは、その回想録中で、この判決を、彼の在任中の最重要判決と述べている。

(II) グレイ対サンダー事件

このGray v. Sanders, 372 U.S. 368 (1963) 事件は、各政党が行つていゆる予備選挙という、いわば政党内の私的行事にも、ベイカー事件の法理が適用になる事を、連

邦最高裁判所が宣言したという意味で、極めて重要なである。さらに、この判決こそが、有名な一人一票 (one person, one vote) という基準が確立された判決である、という意味でも重要である。

1 事実の概要

サンダー (James Sanders) は、ジョージア州フルトン郡に住む有権者であるが、民主党の州執行部委員長であるグレイ (James H. Gray) を相手取つて、同州の予備選挙制度 (ジョージア州では County Unit System と呼ぶ。各郡にユニットと呼ばれる投票権を割り当てているからである。) の違憲性を主張して、訴えを提起した。ジョージア州では民主党が強く、その結果、民主党内における予備選挙が、通常は、州の公職を決定する機能を有しているからである。

サンダーは、民主党の予備選挙方法は、小さな郡に強い力を与えているという点で、不平等だと主張した。農村部に位置する郡には、ジョージア州の人口の三分の一しか住んでいないのに、州の投票権総数四一〇ユニットの過半数を出せることになつていているというのである。それに対し、その時点で、フルトン郡にはジョージア州総

人口の一四・一一%の人口が住んでいるのに、与えられている投票権は六ユニットで一・四六%にすぎない。例えれば Echoes 郡はジョージア州で最小の郡で、人口はわずかに九三八人と、総人口の〇・〇五%に過ぎないのに、同郡には一ユニットの投票権（すなわち全体の〇・四八%）が、予備選挙制度の下では割り当てられている。この結果、両郡の投票権には一〇倍もの格差があるというのである。

2 判決の内容

票決は八対一となつた。反対意見はハーラン判事である。判決文はダグラス判事が執筆した。ダグラス判事は、判決冒頭で、端的に述べる。

「我々は、この政党の予備選挙という活動が、第一四修正の適用となるスティツ・アクションであるとした、原審判決に同意する。」

その原審判決は、次の様に述べていたのである。

「我々は、これらの規定は、州は、それが必要とする管理者を介して、予備選挙に協力し、党のルールにしたがつて、その権力を行使していると考える。それは公選機構の一部として、予備選挙制度を採用

している。政党の予備選挙による有権者の排除は、州による強制排除の効果を有する」

その上で、予備選挙における一票の格差を問題にし、次の様に述べる。

「独立宣言、リンカーンのゲティスバーグの演説、そして第一五修正、第一七修正、および第一九修正が述べている政治的平等の概念はただ一つ、一人一票を意味する。」

この下りが、連邦最高裁判所が一人一票の原則を明確に宣言した最初であり、以後、投票権の平等に言及するすべての判例が、この判決を引用することになる。

(II) レイノルズ対シムズ事件

この Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533 (1964) 事件は、連邦最高裁判所が州議会における一票の格差を問題にした事件である。しかし、上記ベイカー事件判決を受けて、一層踏み込んだ判決を下したのが、この事件である。

この訴訟は、アラバマ州ジェファーソン郡の住民であり、有権者であり、納税者であるシムズ (M. O. Sims) 等が提起したクラスアクションである。

1 事件の概要

アラバマ州は二院制を採用しており、その議席数及び、それをアラバマ州の各地域にどのように配分するかは一九〇一年アラバマ州憲法が定めていた。

それを示すと、次のとおりである。

第四条五〇節

議会は、最高三五名の上院議員と、最高一〇五名の下院議員から構成され、この憲法の述べるところにしたがい、数地区及び郡に配分される。上述の数の下院議員に加え、今後創設される新しい郡には一名の下院議員が配分される。

第四条一九七節

上院議員の総数は、下院議員の総数の四分の一以上、三分の一以下とする。

第四条一九八節

下院は、最高一〇五名の議員より構成される。但し、新しく郡が設置された場合にはその郡には一名の下院議員が配分される。下院議員は、議会により、一〇年ごとに行われる合衆国の国勢調査の結果確定された各郡の住民の人口に応じて、州の

郡に配分されなければならない。ただし、次回の合衆国国勢調査が行われた後に開かれる最初の会期までは、改正の対象とはならない。

第四条一九九節

一九一〇年に行われる合衆国国勢調査、そしてその後一〇年ごとに行われる国勢調査の後、最初の会期に、国勢調査による各郡の住民の人口に従い、下院議員の数及び州内の郡への配分を行う法律を確定することは、議会の義務である。各郡は少なくとも一名の下院議員を配分される。

第四条二〇〇節

一九一〇年に行われる合衆国国勢調査、そしてその後一〇年ごとに行われる国勢調査の後、最初の会期に、国勢調査による各郡の住民の人口に従い、上院議員の数及び州内の上院選挙区への配分を行う法律を確定することは、議会の義務である。上院選挙区は、議員数だけ設置され、各選挙区は、その住民の人口がほぼ等しくなるように分割され、各選挙区には一名の上院議員だけが配分される。そして、選挙区は一度設定された後は、次の合衆

国国勢調査の後に開催される配分のための会期まで変更されることはない。配分会期の後に新しい郡が創設された場合には、その郡は既存の常勤選挙区に編入される。いかなる郡も二つの選挙区に分割されることはない。いかなる選挙区も互いに隣接しない二つ以上の郡から構成されることはない。

第一八条二八四節

議会の選挙制度は人口に基づき、選挙制度が人口に基づくことは、憲法修正が無い限り変更されることはない。

アラバマ州では郡の数が一九〇三年に一つ増加して六七になつたことに伴い、この訴訟の時点における上院議員は三五名、下院議員は一〇六名となつていて、ところが、アラバマ州の公職選挙法における選挙区は、一九〇〇年の国勢調査以降、変更されていない。それから一九六〇年までの間に、人口の増加率は均等ではなく、その結果として、ジエファーソン郡等は、定数の不均衡により、「自由かつ平等な選挙における平等な投票権」が侵害されるに至っている。そこで、原告は、連邦裁判

所に対し、アラバマ州の公職選挙法がアラバマ州憲法及び第一四修正の平等保護条項に違反していることを確認する宣言及び選挙法が改正されない限り、一九六二年一一月の選挙の差し止め命令を求めて、一九六一年八月二六日に出訴した。

これに対し、アラバマ州議会は一九六二年七月一二日に臨時会を開き、一九六六年の選挙から効力を有する二つの再配分計画を採択した。

第一のそれは州憲法の改正を提案するもので、六七上院議員修正と称される。すなわち、下院については、一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、残りは人口に応じて等しく配分されるとするものである。上院は六七名に増員され、一名宛各郡に配分される。議会は、この憲法修正を一九六二年一一月に行われる通常選挙の際、選挙民の投票に付することとした。

第二の定数是正案は、通常の法律として議会で採択され、アラバマ州知事の署名により成立した。正式名称を、一九六二年アラバマ議席再配分法 (Alabama Reapportionment Act of 1962)、通称をクロフォード・ウェップ法 (Crawford-Webb Act) というこの法律は、

憲法改正案が州の有権者の過半数の承認が得られなかつた場合、もしくは有権者の承認は得られても連邦裁判所が憲法改正案を第一四修正の要件に適合していないとして拒絶した場合の、予備の法律である。内容は、上院議員については三五の上院選挙区を代表する三五人の議員によつて構成されるとし、それまでの選挙区を一部だけ修正したものである。下院の一〇六議席の配分は、法定の措置は、各郡にそれぞれ一議席を与え、残りの三九議席を、ラフに人口比例で配分する方式であつた。クロフォード・ウェップ法はまた、この議席配分は「議会が、法律に基づいて再配分されるまで」それが有効であると定めていた。

先に紹介したとおり、連邦最高裁判所は、一九六一年三月二六日に、ベイカー対カーリー判決を下した。そこで、アラバマ州の連邦地方裁判所の審理は、この判決に準拠して行われることになった。

一九六二年七月二一日に、事件を審理していた連邦地裁は、アラバマ州議会におけるこれまでの代表制は、第一四修正の平等保護条項に違反していると判断した。現行の規定に、一九六〇年国勢調査の数値を適用すると、

州の総人口のわずか二五・一%の住んでいる地域が上院議員の過半数を選出しており、同様に総人口の二五・七%が住んでいる郡が下院議員の過半数を選出していた。上院の場合には一票の価値の格差は四一対一に達しており、下院の場合でも一六対一になつていた。ブルック郡 (Bullock County) の人口は一万二、四六二人、ヘンリー郡 (Henry County) の人口は一万五、二八六人なのに、両郡はそれぞれ一議席をアラバマ下院に有している一方、モバイル郡 (Mobile County) は二二万四、三〇一人もの人口があるのに与えられているのはわずか三議席であつた。ジェファーソン郡 (Jefferson County) は、この時点の人口は六三万四、八六四人もあつたのに、これに対し、七議席しか与えられていないかった。上院議員に関しては、アラバマ州憲法の規定が、一郡に一議席以上を与えることを解釈させていたので、ジエファーソン郡は六〇万人以上の人口があるのに、上院議員は一名しか配分されていない一方、ラウンズ郡 (Lowndes County) は人口一万五、四一七人、UILコックス郡 (Wilcox County) は一万八、七三九人なのに、一名が与えられていた。

ついで、地方裁判所はアラバマ州議会が提案している憲法改正案とクロフォード・ウェップ法について、現行の違憲状態を解消するに適当なものであるか否かを検討した。その結果、そのいずれも、連邦憲法の平等保護条項に照らし、違憲であると結論した。

憲法改正案についていうと、現行制度では州の総人口の二五・一%の住んでいる地域が上院議員の過半数を選出している点で問題であつたのに、この改正案だと総人口の一九・四%の人びとが上院の過半数を支配出来ることになつてしまふのである。つまり、三四の小さな郡は、その人口の合計がジェファーソン郡に届かないのに、三四議席と上院の過半数を出せることになるのである。ないしは将来憲法改正がある場合には、総人口の一四%の人びとがそれを阻めることになる（アラバマ州憲法では、いざれかの院の総議員の五分の二が反対すれば、憲法改正を阻めるからである）。そして、一票の格差は、元の四一対一から五九対一に拡大してしまふのである。考えられる唯一の合理化案は、上院についても人口比例を認めることがあると、地方裁判所は結論を下した。

もちろん、アラバマ州憲法第一八条二八四節の人口に

基づくとする原則そのものを改正すれば、今次憲法改正も可能であるが、アラバマ州最高裁判所は、既に同節の修正は、憲法改正会議 (constitutional convention) によらなければ不可能としているので、通常の憲法改正手続で修正することはできないのである。

同様に、クロフォード・ウェップ法による場合には、総人口の三七%が、下院の過半数を選出しうることとなる。確かに、一票の格差は現行の一六対一よりは小さくなるが、それでも五対一に達する。同法は、「正しい方向への一步ではあるが、極端に小さな一步である」と地方裁判所は評価した。同法の上院に関する改革も否定する。例えばビブ郡 (Bibb County) とペリー郡 (Perry County) という二つの郡で構成される上院選挙区の住民の投票は、ジェファーソン郡の住民の投票より二〇倍も価値がある。また、最小の六郡で構成された選挙区の住民は、ジェファーソン郡の有権者のそれの一五倍の価値がある。こうしたことから、地方裁判所は、クロフォード・ウェップ法が、恒久法の一部として、アラバマ州憲法の下で、少なくとも次回の国勢調査の後まで有効と定めていることを「全く容認できない」と結論づけ

た。

そこで、地方裁判所は一九六二年一月の選挙のため上院に関して憲法改正案とクロフォード・ウェップ法に含まれている規程から成る暫定的な定数是正計画を採用することとした。その理由について「クロフォード・ウェップ法における上院の定数是正提案は、恒久法の一部として受け入れられないが、絡まつた結び目は壊さないかもしない」と述べた。一九六二年七月二十五日、地方裁判所はこの命令を発した。

地裁の決定後、憲法改正案とクロフォード・ウェップ法を決定したのと同じ臨時会期において、裁判所の命じた臨時定数再配分法が可決され、直ちに発効し、新しい予備選挙も、そして、一月の選挙もそれによつて行われた。

アラバマ州議会の議員は両院とも四年の任期なので、次の選挙は一九六六年まで行われない。一九六三年の通常会で、議会は定数配分改善のための活動を全くせず、次回の会期は一九六五年まで開催しないことを決めた。

この結果、アラバマ州議会の議員定数配分の不均衡問題を解決する効果的な政治的な救済策が示される可能性

はほとんどない。また、住民による直接請求 (initiative) 制度は、アラバマ州法には存在しない。州憲法の改正は、議会の両議院の議員の五分の三以上で採択した後、州民投票で過半数の同意を得て、始めて実現する。

こうして他に手段が無いため、当初の原告は、再び裁判所の救済を求めて出訴した。

2 判決の内容

票決は七対一となつた。唯一の反対意見はハーラン判事である。判決文はウォーレンが執筆した。ウォーレンは、冒頭、次の様に宣言する。

「紛れもなく、合衆国憲法は、連邦の選挙と同様に、州の選挙においても、投票する資格を有するすべての市民の権利を保護する。参政権の権利を否定または制限しようとする試みを含んでいる事件では、当法廷は一貫して、この不可侵性を明確にしてきた。」

このように述べた上でベイカー事件等の判例を引用し、さらにサンダー事件を引用して、一人一票の原則をこの場合にも適用する。

ハーラン判事のこの事件における反対意見は少し興味深いので、紹介する。彼は、多数意見は第一四修正が定

める平等保護条項の本来の目的を無視し、この条項は本

来投票権には及ばない、と主張する。最高裁判所が自ら

の「善き政府 (good government)」の概念を各州に押し

付けるのであれば、それは創造性を窒息させ、連邦制の侵害だとする。ハーランはさらに、合衆国憲法 자체が、各州に、その人口の多寡に関わらず二名の連邦上院議員を認めていることを踏まえ、もし原告レイノルズが正しいのなら、人口がまちまちである各州に上院二議席を与える制度の正当性も疑わされることになる、と論じたのである。

この箇所は、ちょっと聞くと説得力がある。そのため事実の概要で州憲法の詳細な紹介を行つたのである。すなわち、本件の場合には、州憲法は明確に上院も人口に基づくとしているのに、ハーランはそれを無視しているのである。

わが国参議院に、人口比の規定はない。したがつて、仮に国会が参議院について、都道府県ごとに二名の議員と定めても、それは違憲ではない。最高裁は、一票の価値の平等を機械的に参議院にも適用し、憲法四四条が保障している国会の立法裁量権を否定しているが、それは

おかしいと考えている。

〔おわりに〕

ウォーレンの主導した一連の判決を非常に嫌つてゐるニクソンが、一九六八年の選挙で大統領の座を獲得した。そこで、ウォーレンは、自分の後継者の選定に影響力を確保するべく、ジョンソンが大統領の間に辞任することを考え、ジョンソンに通知した。ジョンソンは、その後、ウォーレンの後継として、フォータス (Abe Fortas) 判事を昇格させ、そのフォータスの後任には、司法長官のホーマー (Homer Thornberry) を任命しようとした。しかし、議事妨害に直面して、フォータスの指名は撤回された。ニクソンは就任後に、バーガー (Warren Burger) を、最高裁判所長官を任命し、ウォーレンは、正式に一九六九年六月二三日に引退した。

退職後に、彼は回顧録を執筆した。それは彼の死後の一九七七年に出版された。一九七四年にウォーレンは、心臓発作に見舞われ、死去した。

冒頭に述べたとおり、彼の改革はきわめて革新的なものであつた。それまでストーン及びヴィンソンの二代に

わたる連邦最高裁判所がきわめて保守的であつただけに、その革新性は際立つてゐる。そして、ニクソンの意に反し、バーガー第一五代長官も、このウォーレン・コートの判例を多くの場合に引き継いだ結果、その方向性は、今日まで脈々と伝えられているのである。マーシャルと並ぶ優れた最高裁判所長官ということができるであろう。

(1) ウォーレンは、その引退後に回想録を書いた。

ウォーレンは一九七四年に死亡したが、その回想録は “The Memoirs of Chief Justice Earl Warren” の表題で Doubleday 社から一九七七年に刊行された (1970 年に Madison Books より再刊されている)。わが国では、昭和六一年 (一九八六年) に『ウォーレン回想録』彩流社刊 (森田幸夫訳) として刊行された。本稿執筆に当たっては原書を参照しているが、注記に当たっては、読者の便宜を考え、翻訳書の頁を示すこととする。この回想録によると、この当時はまだ司法試験が無く、ロースクールを卒業すると、教授の推薦により法曹資格が与えられたという (同書八六頁参照)。

(2) アラミダ郡 (Alameda County)：サンフランシスコ湾を挟んで、サンフランシスコの対岸に広がる郡で、オークランドを郡都とし、ウォーレンの出身校の所在す

るバークレーなども所在する。サンフランシスコ・オークランド・ベイブリッジにより、サンフランシスコにつながつてゐるため、その郊外として発展してゐる。

(3) 1970年に Jerry Brown がカリフォルニア州知事に三選された。ただし、彼は一九七四年、一九七八年と二期続けて知事になつた後、二八年経つた1980年に当選したのであり、ウォーレンのように連続して三期続けた訳ではないため、禁止規定に該当しないのである。

(4) ウォーレンは、回想録中で次の様に述べている。

「私は立ち退き命令と、それを支持した自分の証言を深く後悔している。そもそも立ち退き命令は、アメリカ人の自由という概念とも、市民の諸権利ともあいいれないものである。家庭とか学友とか、気に入った環境から遮二無二引き離された罪のないいたいけな子どもたちに思いをはせると、いつも良心のうずくのを感じる。たとえ國家の治安上、立ち退きの動機は正当だと思われたにしろ、日系人が不忠誠だというはつきりした証拠もないのに、ああも一時の感情にかられて即応したのは、まちがいだつた。」(注一紹介回想録一五〇頁)

(5) アイゼンハワーの、ウォーレン任命の動機について

は、注一紹介回想録一四頁参照。

(6) “Chief Justice for Social Change” 云ふのは、D.J. Herda による書かれたウォーレンの伝記の表題 (Enslow Publishers (1994)) である。

(7) ウォーレンの、最高裁判所長官在職中の、裁判所業務とは関わりのない重要な活動として、ウォーレン委員会 (Warren Commission) がある。ケネディ大統領暗殺事件を検証するため、一九六三年一一月二九日にジョンソン大統領により設置された「ケネディ大統領暗殺に関する大統領特命調査委員会」のことで、委員長をウォーレンが務めたことから、こう通称される。詳しくは、注

一紹介回想録五六三頁以下参照。

(8) ドレッド・スコット事件については、拙稿「米国奴隸制とドレッド・スコット事件——トニー第五代長官の時代——」日本法学七八巻四号一一九頁以下参照。

(9) プレッシャー対ファーガソン事件について、拙稿「第一四修正と裁判所——ウェイト第七代及びフラー第八代長官の時代——」日本法学七九巻一号一七五頁以下参照。

(10) この黒人校は、一九五一年に名称が変更され、テキサス南大学サーグッド・マーシャル・ロースクール (Thurgood Marshall School of Law at Texas Southern University) となつた。Thurgood Marshall は、黒人でのスウェット事件の弁護士を務め、第三項に紹介しているブリックス事件でも弁護士を務め、さらにグラウンド事件の弁護士も務めている。そして、一九六七年には、黒人初の連邦最高裁判所判事となつた。

(11) クラレンズ郡 (Clarendon County) は、サウスカロライナ州の中部に位置する郡で、ブリッグス事件当時

の一九五〇年の人口が二二一、一五人、一九一〇年の人口は三四、九七一人と、ほとんど人口変動もない小さな郡である（人口は国勢調査による）。

(12) トピーカ市 (City of Topeka) は、カンザス州東部にある都市で、カンザス州の州都である。一九五〇年の人口は七万八、七九一人、一九〇〇〇年の人口は一二二万三千、七七人である。

(13) 同名の郡はいくつかあるが、ここで問題のプリンス・エドワード郡 (Prince Edward County) は、ヴァージニア州中央部に位置する郡で、一九五〇年の人口は一万五、三九八人、一九一〇の人口は二万二、三六八人である。

(14) クレイモント (Claymont) : 日本と異なり、米国では、地域住民が地方自治体としての法人格を欲する場合にのみ、地方自治体資格が与えられる。クレイモントは、その意味で地方自治体では無く、単に国勢調査上、調査を行う上でその単位とされている地区である (Census-designated place; CDP)。デラウェア州最北端に位置する地区で、一九五〇年当時の人口は不明であるが、一九七〇年は六、五八四人、一九一〇年の人口は八、一五二人であるから余り人口変動のない地区である。

(15) ホーカシン (Hockessin) は、クレイモントに隣接する地区で、同様に地方自治体では無く、国勢調査地区である。事件当時の人口は不明で、最初の国勢調査データは二〇一〇年であるが、それによれば、人口は一万

三、五一七人である。

(16) アイゼンハワーによるブラウン判決への政治的压力については、注一紹介のウォーレン回想録四七二頁以下参照。

(17) ジャクソン判事が、無理に判決に立ち会つた経緯に關しては、注一紹介のウォーレン回想録一九頁以下より引用。

(18) 阿川尚之は、ブラウン判決が、ウォーレンの強い働きかけの結果、全員一致になつたと記述する。

「一九五一年に最高裁がこの事件を取り上げたときには、フレッド・ワインソン判事が首席判事をつとめていた。この年の一月、口頭弁論が終わつた後、判事たちは會議を開いて判決の方向性について検討した。

一部の判事は憲法の解釈上、違憲にはできないと主張した。意見はまとまらず、結局翌年もう一度口頭弁論を開くことが決定される。おそらくは時間稼ぎの意味もあつたのである。国論を一分するこの事件に性急な結論は出したくない。判事たちはそう考えた。

ところがここで予期せぬことが起る。一九五二年の九月にヴィンソン首席判事が急死したのである。(中略)新しい首席判事は、最高裁判事の意見が割れれば、国論も大きく割れるであろうと考えた。そこで、その年の一二月に再度口頭弁論が行われたあと、判事一人ひとりを粘り強く説得し、全員一致の判決を出そと努力する。

何人かの判事は憲法上の解釈として、また最高裁の先例に照らして、『隔離すれども平等』の法理をくつがえすのに抵抗を覚えたが、人種別学をそのままにしておくのが道徳上もまた政治的に正しくないことも認識していた。中でも南部出身のスタンレー・リード判事は人種別学を違憲とするのに最後まで抵抗したものの、ウォーレン判事の説得に最後は折れて同意する。」(阿川尚之『憲法で読むアメリカ史』下巻PHP新書、一四一頁より引用)

これが真実であるならば、ウォーレンの行動は、大津事件における児島惟謙を彷彿とさせるもので、一方において確かに最高裁判所の権威を守つたが、他方において個々の裁判官の自由に対する露骨な侵害が行われたことになる。膝詰め談判を執拗に繰り返した、という点から見れば、平賀書簡事件よりも悪質と評価しても良いであろう。しかし、阿川は、この重大な記述について、その出典を書いていない。

(19) “with all deliberate speed”という語については、『原典アメリカ史第六卷』(岩波書店刊)、『英米判例百選』(有斐閣刊)等では、「可及的速やかに」という訳を与えている。それに対し、注一紹介書四六八頁では「もつぱら慎重な速度」という訳を与えており、定訳が存在していない。

(20) 南部宣言については、連邦下院の次のホームページを参照。

<http://history.house.gov/Historical-Highlights/1951-2000/The-Southern-Manifesto-of-1956/>

(21) Johnson v. Zerbst, (304 U.S. 458 (1938)) 事件：ジョンソンは、偽造通貨を所持し、使用し、流通させたという重罪に当たる罪で起訴され、弁護人抜きの裁判で有罪を宣告された。ジョンソンは、第六修正の権利が侵害されたという理由で、人身保護令状の発布を求めた。下級審は否認したが、連邦最高裁判所は、六対一で、意図して弁護士を付ける権利を放棄しているので無い限り、第六修正違反であると宣言した。

(22) パウエル対アラバマ州事件 (Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932)) については、拙稿「憲法革命前後—ヒューズ第一代長官の時代—」日中法学七九巻四号一〇四頁以下参照。

(23) ベツツ対ブレイディ (Betts v. Brady, 316 U.S. 455 (1942)) 事件：ベツツは強盗罪で起訴され、弁護士を要求したが拒否され、自己弁護を強制された。そこで、人身保護令状の発布を求めて、連邦最高裁判所まで争ったが、六対三で認められなかつた。その判決理由中で、ロバーツ判事は、第一四修正は、裁判の公平性と権利という一般的かつ基本的な考え方に対する裁判による投獄を禁止しており、特定の事件で弁護士を求める権利は、このような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決につながるかもしれない場合に考慮られるが、修正条項

が、あらゆる被告人に弁護士による代理が必要とまでは宣言することができないと述べた。

(24) ワイルズ (Harry Emerson Wildes)：一八九〇年生まれ、ハーバード大学卒業後、一九二七年まで慶應義塾大学で教鞭を執っていたといふ。一九二七年、ペンシルベニア大学より、社会学の博士号を取得。Social Currents in Japan (1927)、Japan in Crisis (1934)、Aliens in the East (1937)など、日本に関する研究書を刊行しており、第二次大戦中は連合国軍最高司令官総司令部 (SCAP、日本では普通GHQと呼ばれた) で政治顧問を務め、そのため憲法執筆チームに編入されてゐる。その後、Typhoon in Tokyo: The Occupation and Its Aftermath (1954) もこう本を平行してゐる。William Penn 等の伝記作家としても知られる。

(25) 供述書の誓約文の原文は次のとおりである。
I do hereby swear that I make this statement voluntarily and of my own free will, with no threats, coercion, or promises of immunity, and with full knowledge of my legal rights, understanding any statement I make may be used against me.

(26) ウォーレンが引用しているのは、第五条修正の「自己負罪禁止条項」と呼ばれる規定である。

(27) ウォーレンが引用しているのは、第六修正の「弁護人依頼権条項」と呼ばれる規定である。

(28) トト」では、ウォーレンは、マーチャルの原文から敢えて主語を落として「for ages to come, and... designed to approach immortality as nearly as human institutions can approach it」を引用してこれ。元の文章を完全に紹介すれば、次の様な文章である。

A constitution is framed for ages to come, and is designed to approach immortality as nearly as human institutions can approach it.

(29) Cohens v. Virginia, 6 Wheat. 264, 387 (1821) 事件：拙稿「米国憲法審査権の確立—第四代マーチャル長官の時代—」『日本法学』七八巻二号一四九頁参照。

(30) ウィックザム委員会：フーバー大統領が、ウィックザム (George W. Wickersham) 元検事総長を委員長に、一九一九年に設立した。正式には「法律遵守および執行に関する国家委員会」(National Commission on Law Observance and Enforcement) と呼ばれる委員会である。トトは、第一八修正による禁酒法施行のため、米国内に脱税が蔓延し、犯罪組織の成長を促してしまったとかい、その対策を検討したのである。

(31) Haynes v. Washington, 373 U.S. 503 (1963) : トトはエスコベド事件に先行する、自白の任意性に関する連邦最高裁判所判例である。ワシントン州裁判所において、ペインズは、強盗として有罪判決を受けた。彼はトトに對し、彼は一六時間にわたって隔離拘禁され、やるに自

白の調書は、彼が署名するまで、彼は彼の妻を呼び出すトトができないと言われた後に署名されたものであるとして控訴した。自白の任意性という問題に關しては、陪審員が決定するという地元の慣行のため、その文書は一般評決に提出されていた。最高裁判所は、自白は任意ではなく、その提出は第一四修正の定める適正手続条項に違反すると判決した。

(32) 例えは Illinois v. Gates, 462 U.S. 213 (1983) 事件。この事件で、警察当局はゲイト夫妻がコロニアから麻薬を運んでこぬと述べた匿名の手紙に基づき捜索令状を得、同夫妻が帰宅したところで捜索を実施して、その家屋内で大量のマリファナを発見した。この事件では、匿名の情報源に基づく捜索令状の合憲性が問題となつたが、レンクィスト (William Rehnquist) 判事は、関連性総合テストにより合憲と判決した。

(33) オルムステッド対合衆国事件 (Olmstead v. United States, 277 U.S. 438 (1928)) については、拙稿「ロックナー時代—ホワイト第九代及びタフト第一〇代長官の時代—」日本法学七九巻二号一四八頁参照。

(34) ロールズマン対合衆国事件 (Goldman v. United States, 316 U.S. 129 (1942)) : 弁護士のゴードマンとシュールマン (Shulman) は、破産手続内で金銭を受領し又はその取得を試みたことから、連邦破産法違反の共謀罪で起訴され、有罪判決を受けた。その捜査の際、捜

査官は盗聴器を隔壁に取り付け、音波を受信し、その音を拡大するという方法に依り彼らの会話を聞き取つていた。多数意見を執筆したロバーツ判事は、オルムステッド事件とこの事件との間に線引きできるような合理的又は論理的な区別は存在せず、したがつて捜査官の行為は第四修正に違反しないと判決した。

(35) 同法第三編 (Title III) は、国内で行われる有線、口頭、電子的通信の傍受を対象とし、連邦捜査当局に対し、裁判所への通信傍受令状を請求する権限を付与している。令状請求の要件は、合衆国法律集第一八編第二二五二八条(二) 項に定めが置かれている。同条項は、「本章に基づく有線、口頭、又は電子的通信の傍受を許可又は承認する命令の各申請は、宣誓又は確約を記した書面により、管轄権のある裁判官に対し行わなければならない、当該申請に際しては、申請人の権限を陳述しなければならない」と規定し、申請書に記載すべき事項として、捜査官又は法執行官の身元、当該犯罪の詳細、傍受を行う機器の性質及び場所、対象となる通信の詳細、被疑者の身元、傍受時間等を列挙している。令状申請を受けた裁判官は、①対象となる罪が犯され又は犯されようとしていることを信じるに足りる相当の理由が存在し、②傍受によつて対象となる罪に関する特定の情報を得られるであろうことを信じるに足りる相当の理由が存在し、③通常の捜査手順が失敗し又は失敗するであろうことがもつともであ

ると思われ、傍受対象の機器が対象犯罪との関連で用いられるであろうと信じるに足りる相当な理由が存在する場合に、令状を発布することができる。

また、令状には、傍受対象者、傍受対象となる通信機器の性質及び場所、対象となる通信の類型に関する説明、許可を受けた機関の属性又は人物の身元、傍受を許可する期間を記載しなければならない。

(36) 逮捕されたのは、John Sinclair, Larry Plamondon 及び John Forrest である。彼らは、シンクレアを党首とするホワイト・パンサー (White Panther) の名乗る政治組織の構成員であった。この政党は、公民権運動においてブラック・パンサー (Black Panther Party) を支援することを目的とした過激な反人種差別集団であった。

なおブラックパンサーとは、一九六六年、カリフオルニア州オークランドにおいて都市部の貧しい黒人が居住するゲットーを警官から自衛するための組織として結成され、その後、マルコムXの暴力主義を受け継ぎ、黒人民族主義運動・黒人解放闘争を開拓していく急進的な政治組織である。共産主義と民族主義を標榜しており、革命による黒人解放を提唱し、アフリカ系アメリカ人に対し武装蜂起を呼びかけた。しかし、ニクソン政権の執拗な弾圧により党員が次々と逮捕され、一九七一年には政治的に柔軟化し、以後は貧困層の児童に対する無料の食事配給や、治療費が無料の「人民病院」の建設を行うな

ど、地域社会における奉仕活動に専念したが、一九七〇年代半ばにはほぼ消滅していた。残存した強硬派は黒人解放軍を名乗り、銃撃戦や爆弾攻撃、脱獄などで一九八〇年代初頭まで抵抗を続けた。

(37) アン・アーバー(アナーバーと発音される場合もある)は、ウォシュタノー郡(Washtenaw County)の郡都で、一九〇一年の国政調査では人口一一万二千四百四十二人で、ミシガン州では六番目に大きな町である。ミシガン大学のキャンパスがあることで知られる。

(38) この問題に関しては、総務省情報通信政策研究所の海外情報通信判例研究会報告書第一集が非常に参考になる。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000050881.pdf

(39) 全員一致という場合、通常は unanimous decision という形式によるが、この判決では Per curiam という形式がとられた。これはラテン語で「裁判所によって (by the court)」ということを意味する。各裁判官が個別に意見を述べる通常の判決に対し、簡潔に「これは裁判所としての判断だ」とまとめたものである。この形式を採用すると、通例の判決と異なり、その意見に賛同した判事の名前が付されない。但し、少数意見の判事がいれば、その名は記される。その意味で、Per curiam は全員一致でない場合にも採用することができる。この形式を採用すると「法的に新たな論点はない」というニュアンスを持つ。

(40) テニス事件 (Dennis v. United States, 341 U.S. 494, at 507 (1951))：拙稿「戦争と連邦最高裁判所—ストーン第一二代長官及びヴィンソン第二三代長官の時代—」日本法学八〇巻一号一七七頁参照。

(41) Luther v. Borden (48 U.S. 1 (1849)) 事件：ロードアイランド州憲法は、一六六三年に制定されたが、それによると一八四〇年代においては少なくとも一三四ドル以上の価値ある土地の所有者である男性だけが選挙権を有していた。しかし産業革命の影響で多くの人びとが都市部に集中した結果、白人男性の六割は選挙権が否定されていた。その多くは、その当時アイルランドから移民してきたカトリック信者だった。彼らは、ロードアイランド州憲法は、英國王の認可によって発効しており、かつ、白人男性の四割しか選挙権を持たないのは、合衆国憲法四条四節の共和制保障条項（合衆国は、この連邦内のすべての州に対し共和政体を保障する）に違反しているとして運動を起した。運動は暴力的なものへと変化した（指導者の Thomas Wilson Dorr の名からドール運動 (Dorr Rebellion) と呼ばれる）。ルーサー (Martin Luther) は、その運動に参加していく警官のボーデン (Luther M. Borden) によって逮捕された。ボーデンは、やがて、ルーサーの自宅を捜索し、その財産を没収した。そこで、ルーサーは、ロードアイランド州政府が違憲の

存在であるが故に、ボーデンは無権限であったとして訴えた。トニーは、共和制保障条項の強制は、大統領と議会の権限であつて、本質的に政治問題 (political question) であり、司法審査の対象外であると判決した。

(42) *Colegrove v. Green*, 328 U.S. 549 (1946) 事件：コーグローブは、イリノイ州議会が一九〇一年以降、議会の選挙区の再編を行つていなかつた結果、人口「一、〇〇〇人の農村郡と一〇万人の都市部住民が等しい投票権を持つてゐる」という不均衡が生じてゐるとして訴えたが、連邦最高裁判所は、これは政治問題であつて、非司法的事項であるとして訴えを退けた。なお、この判決は、ストーン長官が死亡し、ジヤクソン判事がニューヨークベルク裁判で不在であつたため、七人の判事で下され、四対三という僅差の判決であつた。

(43) シュルビー郡 (Shelby County) : アメリカ合衆国テネシー州西端、ミシシッピ川に面する郡であり、郡都是メンフィス (Memphis) である。メンフィスは、州都ナッシュビルを上回る同州最大の都市 (一九〇一〇年の国政調査の人口は六四万六、八八九人) であるため、シェルビー郡全体の人口は、一九〇一〇年の国政調査では九二万七、六四四人に達している。

(44) 一九二〇年、婦人参政権を承認した合衆国憲法第一修正が成立したが、テネシー州では臨時会を開いて同修正を批准した。この結果、一九〇一年に比べて、

一九六〇年は人口に占める有権者の割合が著しく増加している。

(45) 注一紹介回想録四九八頁において、ブラウン事件よりも、ベイカー対カーチャー事件「こそ称賛されて当然だと思われた」と述べている。

(46) フルトン郡 (Fulton County) は、ジョージア州の北部に位置する郡で、その郡都は、州都でもあるアトランタ (Atlanta) 市である。同市はジョージア州最大の都市である (一九〇一〇年の国政調査で四二万〇、〇〇〇二人) から、フルトン郡もまた人口最大の郡で、一九〇一〇年の国政調査の結果に依れば、九二万〇、五八一人となる。

(47) 連邦最高裁判所が一人一票原則を宣言した原文を次に紹介す。

The conception of political equality from the Declaration of Independence, to Lincoln's Gettysburg Address, to the Fifteenth, Seventeenth, and Nineteenth Amendments can mean only one thing - one person, one vote.

(48) ジェファーソン郡 (Jefferson County) は、アラバマ州中央部に位置する郡で、郡都は同州で最大の人口を持つバーミングハム市 (一九〇一〇年の国勢調査では一二万一千三百七人) であり、同郡も、一九〇一〇年の国勢調査人口は六五万八、四六六人と多い。